

西脇市地域防災計画・水防計画の修正について

西脇市地域防災計画・水防計画の修正概要

- 1 5段階の警戒レベルでの防災情報の提供
- 2 要配慮者利用施設に係る避難確保計画の策定
- 3 防災重点ため池の選定
- 4 ひょうご防災ネットスマートフォンアプリの普及啓発
- 5 地区防災計画、個別支援計画策定に係る追記
- 6 関係機関の災害対応に係る修正
- 7 西脇市機構改革、統計情報等の変更に伴う修正

頁	改正後					
総則	西脇市地域防災計画					
3節	第1編 総則					
第2	第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱					
1	第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱					
7頁	1 兵庫県					
	機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
	教育委員会(播磨東教育事務所 _____)	●				○教育委員会に属する施設の整備と防災管理
			●			○教育施設(所管)の応急対策の実施 ○被災児童・生徒の応急教育対策の実施
				●		○被災教育施設(所管)の復旧
					●	○学校教育充実のための対策の実施 ○体験を通じての生きる力をはぐくむ教育の推進 ○児童・生徒のこころのケアの実施
総則	4 指定公共機関					
3節	機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
第2	関西電力株式会社 (送配電カンパニー 兵庫支社)	●				○電力供給施設の整備と防災管理
4			●			○電力供給施設の応急対策の実施
10頁				●		○被災電力供給施設の復旧

頁	現 行					
総則	西脇市地域防災計画					
3節	第1編 総則					
第2	第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱					
1	第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱					
7頁	1 兵庫県					
	機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
	教育委員会(播磨東教育事務所加東教育振興室)	●				○教育委員会に属する施設の整備と防災管理
			●			○教育施設(所管)の応急対策の実施 ○被災児童・生徒の応急教育対策の実施
				●		○被災教育施設(所管)の復旧
					●	○学校教育充実のための対策の実施 ○体験を通じての生きる力をはぐくむ教育の推進 ○児童・生徒のこころのケアの実施
総則	4 指定公共機関					
3節	機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
第2	関西電力株式会社 (姫路支店社営業所) _____	●				○電力供給施設の整備と防災管理
4			●			○電力供給施設の応急対策の実施
10頁				●		○被災電力供給施設の復旧

頁	改正後	頁	現行												
総則 3節 第4 13頁	<p>第4 市民、自治会、自主防災会、事業所の責務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 220 383 268">区分</th> <th data-bbox="383 220 1077 268">責務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 268 383 331">自治会</td> <td data-bbox="383 268 1077 331">○地区防災計画の作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 331 383 855">自主防災会 (自主防災組織)</td> <td data-bbox="383 331 1077 855"> ○防災知識の普及・啓発 ○自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 ○地域の災害危険性の把握、点検 ○災害時要援護者の把握、支援体制の整備、個別支援計画作成協力 ○自主防災リーダーの養成 ○自主防災活動、訓練の実施 ○水防活動の協力 ○気象警報等の収集、伝達 ○地域の災害時要援護者、被災者の救助・救援対策の協力 ○避難所の自主運営 ○災害廃棄物の分別、集積所の管理協力 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	責務	自治会	○地区防災計画の作成	自主防災会 (自主防災組織)	○防災知識の普及・啓発 ○自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 ○地域の災害危険性の把握、点検 ○災害時要援護者の把握、支援体制の整備、個別支援計画作成協力 ○自主防災リーダーの養成 ○自主防災活動、訓練の実施 ○水防活動の協力 ○気象警報等の収集、伝達 ○地域の災害時要援護者、被災者の救助・救援対策の協力 ○避難所の自主運営 ○災害廃棄物の分別、集積所の管理協力	総則 3節 第4 13頁	<p>第4 市民、自治会、自主防災会、事業所の責務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 220 1417 268">区分</th> <th data-bbox="1417 220 2123 268">責務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1193 268 1417 331">自治会</td> <td data-bbox="1417 268 2123 331"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 331 1417 855">自主防災会 (自主防災組織)</td> <td data-bbox="1417 331 2123 855"> ○防災知識の普及・啓発 ○自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 ○地域の災害危険性の把握、点検 ○災害時要援護者の把握、避難支援プランの作成協力 ○自主防災リーダーの養成 ○自主防災活動、訓練の実施 ○水防活動の協力 ○気象警報等の収集、伝達 ○地域の災害時要援護者、被災者の救助・救援対策の協力 ○避難所の自主運営 ○災害廃棄物の分別、集積所の管理協力 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	責務	自治会		自主防災会 (自主防災組織)	○防災知識の普及・啓発 ○自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 ○地域の災害危険性の把握、点検 ○災害時要援護者の把握、避難支援プランの作成協力 ○自主防災リーダーの養成 ○自主防災活動、訓練の実施 ○水防活動の協力 ○気象警報等の収集、伝達 ○地域の災害時要援護者、被災者の救助・救援対策の協力 ○避難所の自主運営 ○災害廃棄物の分別、集積所の管理協力
区分	責務														
自治会	○地区防災計画の作成														
自主防災会 (自主防災組織)	○防災知識の普及・啓発 ○自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 ○地域の災害危険性の把握、点検 ○災害時要援護者の把握、支援体制の整備、個別支援計画作成協力 ○自主防災リーダーの養成 ○自主防災活動、訓練の実施 ○水防活動の協力 ○気象警報等の収集、伝達 ○地域の災害時要援護者、被災者の救助・救援対策の協力 ○避難所の自主運営 ○災害廃棄物の分別、集積所の管理協力														
区分	責務														
自治会															
自主防災会 (自主防災組織)	○防災知識の普及・啓発 ○自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 ○地域の災害危険性の把握、点検 ○災害時要援護者の把握、避難支援プランの作成協力 ○自主防災リーダーの養成 ○自主防災活動、訓練の実施 ○水防活動の協力 ○気象警報等の収集、伝達 ○地域の災害時要援護者、被災者の救助・救援対策の協力 ○避難所の自主運営 ○災害廃棄物の分別、集積所の管理協力														
総則 4節 第2 2 18頁	<p>第4節 市の概況</p> <p>第2 社会条件</p> <p>2 土地利用</p> <p>西脇市は、加古川、杉原川に沿う谷底平野が平たん地を形成するほかは山地が広い割合を占めている。</p> <p>市域全面積132.44km²に対して可住地面積率29.0%、林野（可住地以外）71%の割合となっている。耕地は可住地の31%（全市面積の約9%）を占め、耕地の大半は水田である。</p> <p>（資料：兵庫県主要統計指標 平成30年版）</p>	総則 4節 第2 2 18頁	<p>第4節 市の概況</p> <p>第2 社会条件</p> <p>2 土地利用</p> <p>西脇市は、加古川、杉原川に沿う谷底平野が平たん地を形成するほかは山地が広い割合を占めている。</p> <p>市域全面積132.44km²に対して可住地面積率29.0%、林野（可住地以外）71%の割合となっている。耕地は可住地の31%（全市面積の約9%）を占め、耕地の大半は水田である。</p> <p>（資料：兵庫県主要統計指標 平成28年版）</p>												

頁	改正後	頁	現 行
総則 4節 第2 3 18項	<p>3 交通</p> <p>(2) 鉄道</p> <p>西脇市域の鉄道は、平成16年（2004年）年に電化された西日本旅客鉄道（以下「JR」という。）加古川線が加古川に沿って走り、JR山陽本線加古川駅とJR福知山線谷川駅とを結んでいる。加古川線の日当たりの乗降客数は市内全駅で <u>880人</u>、そのうち西脇市駅が <u>781人</u>で約<u>88.6%</u>を占める。</p> <p style="text-align: right;">（資料：平成<u>30</u>年版西脇市統計書）</p> <p>4 土砂災害</p> <p>市内には、土砂災害の法指定区域や危険箇所が多数分布しておりこれらの場所では土砂災害の発生が懸念される。</p>	総則 4節 第2 3 18項	<p>3 交通</p> <p>(2) 鉄道</p> <p>西脇市域の鉄道は、平成16年（2004年）年に電化された西日本旅客鉄道（以下「JR」という。）加古川線が加古川に沿って走り、JR山陽本線加古川駅とJR福知山線谷川駅とを結んでいる。加古川線の日当たりの乗降客数は市内全駅で <u>893人</u>、そのうち西脇市駅が <u>782人</u>で約<u>87.6%</u>を占める。</p> <p style="text-align: right;">（資料：平成<u>28</u>年版西脇市統計書）</p> <hr/> <hr/> <hr/>

頁	改正後	頁	現 行
総則 1章 4節 第4 29頁	<p>第4節 市の概況</p> <p>第4 災害の想定</p> <p>4 雪害及び火災</p> <p>(2) 大規模火災</p> <p>① 火災発生件数</p> <p>西脇市の火災発生件数は、平成<u>26</u>年から平成<u>30</u>年の5年間の平均が<u>17</u>件であった。この間、平成<u>29</u>年の<u>23</u>件が最多で、平成28年の13件が最小となっている。出火原因について、ここ数年間の出火原因についてはストーブ、こんろ</p> <hr/> <p>が上位となっている。</p> <p>② 火災による死者数</p> <p>平成<u>26</u>年以降火災の死傷者の発生状況は、平成<u>26</u>年に死者<u>3</u>人、負傷者<u>2</u>人と死傷者が発生し、<u>27</u>年から<u>29</u>年と<u>3</u>年続いて、死者<u>0</u>人となっていたが、<u>30</u>年には死者<u>1</u>人、負傷者<u>5</u>人となっている。</p> <hr/> <p>③ 火災被害額</p> <p>損害額は、平成<u>30</u>年の<u>9,341.9</u>万円を最高に当調査期間の年間平均損害額は、<u>5,140.6</u>千円となっている。</p> <hr/> <p>④ 消防体制</p> <p>北はりま消防組合職員は <u>218</u>名、うち、西脇消防署職員は48名、西脇市消防団員は <u>914</u>名（<u>令和元年度</u>）である。</p> <p style="text-align: right;">（以上、西脇消防署資料）</p>	総則 1章 4節 第4 29頁	<p>第4節 市の概況</p> <p>第4 災害の想定</p> <p>4 雪害及び火災</p> <p>(2) 大規模火災</p> <p>① 火災発生件数</p> <p>西脇市の火災発生件数は、平成<u>24</u>年から平成<u>28</u>年の5年間の平均が<u>16</u>件であった。この間、平成<u>25</u>年 が最多で、平成28年の13件が最小となっている。出火原因について、ここ数年間の出火原因の上位は放火、放火の疑いであったが、平成28年は焼却火の不始末が上位となっている。</p> <p>② 火災による死者数</p> <p>平成<u>23</u>年以降火災の死傷者の発生状況は、平成<u>23</u>年に負傷者<u>1</u>人平成<u>24</u>年に死者<u>1</u>人、負傷者<u>4</u>人、平成<u>25</u>年に死者<u>1</u>人、負傷者<u>2</u>人平成<u>26</u>年に死者<u>3</u>人、負傷者<u>2</u>人と広域消防発足から<u>4</u>年連続して死傷者が発生していたが平成<u>27</u>年、<u>28</u>年と<u>2</u>年続いて、死傷者<u>0</u>人となっている。</p> <p>③ 火災被害額</p> <p>損害額は、平成<u>20</u>年の<u>1億2,311</u>万円を最高に当調査期間の年間平均損害額は、<u>6,014.6</u>万円となっている。</p> <p>なお、1件当たりの平均損害額が最も大きかったのは、平成<u>25</u>年（<u>825</u>万円）で、最も損害額が少なかったのは平成<u>27</u>年（<u>3.9</u>万円）である。</p> <p>④ 消防体制</p> <p>北はりま消防組合職員は <u>208</u>名、うち、西脇消防署職員は48名、西脇市消防団員は <u>921</u>名（平成<u>27</u>年度）である。</p> <p style="text-align: right;">（以上、西脇消防署資料）</p>

頁	改正後	頁	現行
予防 1章 5節 第4 2 41頁	<p style="text-align: center;">第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害応急対策に係る備えの充実 第5節 情報収集・伝達体制の強化 第4 情報収集・伝達体制の強化 2 情報共有・伝達体制の整備 ■にしわき防災ネット</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>災害情報や緊急情報などを発信する携帯電話用ホームページで、メール登録により避難準備情報、避難勧告、避難指示などの防災情報や不審者情報などの緊急情報がメールで携帯電話へ配信される。</p> <p>○にしわき防災ネットアドレス http://bosai.net/nishiwaki/ URLのQRコード 防災ネットアプリのQRコード</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p>Android</p>  <p>Google Play で手に入れよう</p> <p>iOS</p>  <p>App Store からダウンロード</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> </div>	予防 1章 5節 第4 2 41頁	<p style="text-align: center;">第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害応急対策に係る備えの充実 第5節 情報収集・伝達体制の強化 第4 情報収集・伝達体制の強化 2 情報共有・伝達体制の整備 ■にしわき防災ネット</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>災害情報や緊急情報などを発信する携帯電話用ホームページで、メール登録により避難準備情報、避難勧告、避難指示などの防災情報や不審者情報などの緊急情報がメールで携帯電話へ配信される。</p> <p>○にしわき防災ネットアドレス http://bosai.net/nishiwaki/ URLのQRコード _____</p> <div style="text-align: center;">  </div> </div>

頁	改正後	頁	現行																																										
予防 9節 第2 50頁	<p>第1章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>第9節 火災予防対策の推進</p> <p>第2 消防力の強化</p> <p>■消防力の現況</p> <p style="text-align: right;">(平成31年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="152 387 1079 751"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>北はりま消防本部</th> <th>西脇市内のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>署3、出張所7、</td> <td>署1、出張所1</td> </tr> <tr> <td>消防車両数</td> <td>52台</td> <td>12台</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>218人</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">西脇市消防団</td> </tr> <tr> <td>消防団員数</td> <td colspan="2">914人</td> </tr> <tr> <td>車両数</td> <td colspan="2">56台</td> </tr> </tbody> </table>	項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ	消防署所数	署3、出張所7、	署1、出張所1	消防車両数	52台	12台	職員数	218人	45人	西脇市消防団			消防団員数	914人		車両数	56台		予防 9節 第2 50頁	<p>第1章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>第9節 火災予防対策の推進</p> <p>第2 消防力の強化</p> <p>■消防力の現況</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1187 387 2119 751"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>北はりま消防本部</th> <th>西脇消防署のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>署4、出張所4、駐在所2</td> <td>署1、出張所1</td> </tr> <tr> <td>消防車両数</td> <td>52台</td> <td>11台</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>221人</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">西脇市消防団</td> </tr> <tr> <td>消防団員数</td> <td colspan="2">921人</td> </tr> <tr> <td>車両数</td> <td colspan="2">56台</td> </tr> </tbody> </table>	項目	北はりま消防本部	西脇消防署のみ	消防署所数	署4、出張所4、駐在所2	署1、出張所1	消防車両数	52台	11台	職員数	221人	45人	西脇市消防団			消防団員数	921人		車両数	56台	
項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ																																											
消防署所数	署3、出張所7、	署1、出張所1																																											
消防車両数	52台	12台																																											
職員数	218人	45人																																											
西脇市消防団																																													
消防団員数	914人																																												
車両数	56台																																												
項目	北はりま消防本部	西脇消防署のみ																																											
消防署所数	署4、出張所4、駐在所2	署1、出張所1																																											
消防車両数	52台	11台																																											
職員数	221人	45人																																											
西脇市消防団																																													
消防団員数	921人																																												
車両数	56台																																												
予防 1章 18節 第3 68頁	<p>第18節 水害対策の充実</p> <p>第3 浸水想定区域における避難確保措置</p> <p><u>浸水想定区域内に位置し、西脇市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（資料編 9-1 災害時要援護者施設一覧に記載）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市（福祉部、くらし安心部）は同計画を作成するよう指示する。</u></p> <p>第4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 略</p> <p>第7 略</p>	予防 1章 18節 第3 68頁	<p>第18節 水害対策の充実</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第3 略</p> <p>第4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 略</p>																																										

頁	改正後	頁	現 行
予防 1章 19節 第3 70頁	<p>第19節 土砂災害対策の充実</p> <p>第3 土砂災害警戒区域における避難確保措置</p> <p><u>土砂災害警戒区域内に位置し、西脇市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（資料編 9-1 災害時要援護者施設一覧に記載）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市（福祉部、くらし安心部）は同計画を作成するよう指示することとする。</u></p> <p>第4 土砂災害防止工事の促進</p>	予防 1章 19節 第3 69頁	<p>第19節 土砂災害対策の充実</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第3 土砂災害防止工事の促進</p>
予防 2章 2節 第2 76頁	<p>第2章 市民参加による地域防災力の向上</p> <p>第2節 自主防災会の育成</p> <p>第2 自主防災会の編成基準</p> <p>2 自主防災会の編成</p> <p>自主防災会がその機能を十分に発揮するためには、会が実施すべき業務をあらかじめ定め、各自が平常時及び災害時に分担する任務を明確にしておくことが必要である。</p> <p>このため、会は活動内容をもとにして班（<u>総務班、情報班、消火班、避難誘導班、救出救護班、給食給水班、衛生班、要援護者支援班</u>等）をつくり、担当者を割り当てておくようにする。</p>	予防 2章 2節 第2 74頁	<p>第2章 市民参加による地域防災力の向上</p> <p>第2節 自主防災会の育成</p> <p>第2 自主防災会の編成基準</p> <p>2 自主防災会の編成</p> <p>自主防災会がその機能を十分に発揮するためには、会が実施すべき業務をあらかじめ定め、各自が平常時及び災害時に分担する任務を明確にしておくことが必要である。</p> <p>このため、会は活動内容をもとにして班（_____情報班、消火班、避難誘導班、救出救護班、給食給水班、衛生班_____等）をつくり、担当者を割り当てておくようにする。</p>
予防 2章 2節 第3 76頁	<p>第3 活動</p> <p>自主防災会は、市と協議の上、それに基づき自らの規約、<u>運営マニュアル及び地区防災計画</u>を定め、活動を行う。</p> <p>1 略</p> <p>2 自主防災会の活動内容</p> <p>(1) 平常時の活動</p>	予防 2章 2節 第3 74頁	<p>第3 活動</p> <p>自主防災会は、市と協議の上、それに基づき自らの規約<u>や</u>運営マニュアル_____を定め、活動を行う。</p> <p>1 略</p> <p>2 自主防災会の活動内容</p> <p>(1) 平常時の活動</p>

頁	改正後	頁	現行								
予防 3章 1節 第1 82頁	<p>①～⑨ 略</p> <p>⑩ 災害時要援護者情報の把握、<u>支援体制の整備</u></p> <p>(2) 災害発生時の行動</p> <p>①～⑨ 略</p> <p>⑩ <u>周囲の状況や被害状況を市へ報告</u></p> <p>第3章 地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第1 防災基盤整備事業計画</p> <p>■防災基盤整備事業の概要</p> <table border="1" data-bbox="159 624 1064 767"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防広域化 対策事業</td> <td>_____自主防災組織等のための訓練・研修施設等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業例	消防広域化 対策事業	_____自主防災組織等のための訓練・研修施設等	予防 3章 1節 第1 80頁	<p>①～⑨ 略</p> <p>⑩ 災害時要援護者情報の把握 _____</p> <p>(2) 災害発生時の行動</p> <p>①～⑨ 略</p> <p>_____</p> <p>第3章 地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第1 防災基盤整備事業計画</p> <p>■防災基盤整備事業の概要</p> <table border="1" data-bbox="1189 624 2094 767"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防広域化 対策事業</td> <td><u>広域再編に伴い、消防庁舎の新築・移転及び耐震 化事業と自主防災組織等のための訓練・研修施設等</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業例	消防広域化 対策事業	<u>広域再編に伴い、消防庁舎の新築・移転及び耐震 化事業と自主防災組織等のための訓練・研修施設等</u>
区分	事業例										
消防広域化 対策事業	_____自主防災組織等のための訓練・研修施設等										
区分	事業例										
消防広域化 対策事業	<u>広域再編に伴い、消防庁舎の新築・移転及び耐震 化事業と自主防災組織等のための訓練・研修施設等</u>										
予防 3章 3節 86頁	<p>第3節 水害防止施設等の整備</p> <p>第3 <u>ため池災害の普及啓発</u></p> <p><u>市（産業活力再生部）は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。</u></p>	予防 3章 3節 84頁	<p>第3節 水害防止施設等の整備</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>								
予防 3章 4節 第1 87頁	<p>第4節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進</p> <p>市（建設水道部）は、計画的に耐震改修を進めるため、県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修促進計画を作成し、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を推進する。</p>	予防 3章 4節 第1 85頁	<p>第4節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進</p> <p>市（都市整備部）は、計画的に耐震改修を進めるため、県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修促進計画を作成し、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を推進する。</p>								

頁	改正後	頁	現 行
予防 3章 4節 第2 87頁	<p>第2 一般建築物耐震化の促進</p> <p>市（建設水道部）は、<u>西脇市耐震改修促進計画に基づき、県が定める「ひょうご住まいの耐震化促進事業」と「西脇市簡易耐震診断推進事業規程」及び「西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程」に沿って、一般建築物の耐震改修を促進する。</u></p> <p>1 西脇市住宅耐震化促進事業</p> <p>2 西脇市簡易耐震診断推進事業</p> <p>制度の内容については、資料編 12-5 住宅の耐震事業制度に記載</p>	予防 3章 4節 第2 85頁	<p>第2 一般建築物耐震化の促進</p> <p>市（都市整備部）は、<u>県が定める「兵庫県わが家の耐震改修促進事業実施要領」等と「西脇市簡易耐震診断推進事業規定」及び「西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規定」に沿って、一般建築物の耐震改修を促進する。</u></p> <p>1 西脇市簡易耐震診断推進事業（市事業）</p> <p><u>〔対象住宅〕 昭和56年5月31日以前に着工した住宅</u></p> <p><u>〔手数料〕 無料（戸建て木造）、6,240円（非木造）、その他は要問合せ</u></p> <p><u>〔事業年度〕 平成18年度～平成29年度</u></p> <p>2 兵庫県わが家の耐震改修促進事業（県事業）</p> <p><u>（1）住宅耐震改修計画策定費補助</u></p> <p><u>〔対象者〕 兵庫県内に対象となる住宅を所有し、耐震改修工事を意図される方（個人、法人でも可）</u></p> <p><u>〔対象住宅〕 昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、耐震診断の結果、耐震性が劣ると認められたもので、兵庫県住宅再建共済制度に加入又は、加入する住宅</u></p> <p><u>〔対象経費〕 耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用</u></p> <p><u>〔補助率〕 2/3（上限戸建住宅20万円、共同住宅12万円／戸）</u></p> <p><u>（2）住宅耐震改修工事費補助</u></p> <p><u>〔対象者〕 兵庫県内に対象となる住宅を所有し、所得12,000千円以下の住民</u></p> <p><u>〔対象住宅〕 住宅耐震計画策定費補助と同様</u></p> <p><u>〔対象経費〕 耐震性向上のために行う、基礎、柱、はり、耐力壁及び筋かいの補強等に要する費用</u></p> <p><u>〔補助率〕 戸建住宅：対象となる費用の1/3以内（80万円（一部</u></p>

頁	改正後	頁	現 行
予防 3章 7節 第1 2 92頁	<p>3 略</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1 電力施設の整備等（関西電力株式会社 送配電カンパニー兵庫支社）</p> <p>2 災害対策用資機材等の確保及び整備 災害対策資機材等の確保及び輸送に関し、次の事項についての 確な運用を行う。</p> <p>(1) 資機材等の確保 本店、支社等および業務機関は、災害に備え、平常時から復 旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p>	予防 3章 7節 第1 2 91頁	<p>93.3万円)を限度) 共同住宅：対象となる費用の1/2以内（40万円/戸を 限度)</p> <p>3 西脇市住宅耐震化促進事業（市事業） 兵庫県わが家の耐震改修促進事業へ上乗せ補助を行う事業</p> <p>(1) 耐震改修計画策定等補助 [対象者] 県の「兵庫県わが家の耐震改修促進事業」に係る補助 金交付決定を受 けた者 [対象住宅] 戸建の住宅 [補助率] 県が決定した補助対象費用の1/6以内（5万円が限度)</p> <p>(2) 耐震改修工事補助 [対象者] 県の「兵庫県わが家の耐震改修促進事業」に係る補助 金交付決定を受けた者 [対象住宅] 戸建の住宅 [補助率] 県が決定した補助対象費用の1/4以内（30万円が限度)</p> <p>4 略</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1 電力施設の整備等（関西電力株式会社 社営業所 _____）</p> <p>2 災害対策用資機材等の確保及び整備 災害対策資機材等の確保及び輸送に関し、次の事項についての 確な運用を行う。</p> <p>(1) 資機材等の確保 本店、支店、営業所その他の業務機関等は、地理的条件を考 慮して災害対策用資機材等の必要数を確保する。</p>

頁	改正後	頁	現 行
	<p>(2) 資機材等の輸送 本店、支社等および業務機関は連携し、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>(3) 災害対策用資機材等の広域運営 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。</p> <p>3 略</p> <p>4 防災訓練 本店、支社等および業務機関は連携し、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。</p> <p>また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>5 防災教育 本店、支社等および業務機関は連携し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p>		<p>(2) 資機材等の輸送 本店、支店、営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他輸送業者と協調して輸送力確保に万全を期する。</p> <p>(3) 災害対策用資機材等の広域運営 災害時の不足資機材等の調達を迅速容易にするために災害対策用資機材等の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材等の相互融通体制を整える。</p> <p>3 略</p> <p>4 防災訓練 防災士気を喚起し、災害対策を円滑に推進するため、次の各種訓練を、時宜に応じて、効果的に実施する。</p> <p>(1) 訓練の種類 ① 情報連絡訓練 ② 被害復旧訓練</p> <p>(2) 訓練の方法 ① 総合訓練 ② 部門別訓練 ③ 自治体等の防災訓練への参加</p> <p>5 防災教育 関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p>

頁	改正後	頁	現行
予防 4章 2節 第3 103頁	第4章 その他の災害予防対策 第2節 大規模事故災害予防対策の充実 第3 捜索・救急・救助・医療及び消火活動への備え 1 捜索活動関係 警察署_____は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。	予防 4章 2節 第3 102頁	第4章 その他の災害予防対策 第2節 大規模事故災害予防対策の充実 第3 捜索・救急・救助・医療及び消火活動への備え 1 捜索活動関係 警察署、消防本部は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

頁	改正後	頁	現 行																				
	第 3 編 災害応急対策計画 (風水害対策偏)		第 3 編 災害応急対策計画 (風水害対策偏)																				
風水 1 章 第 2 109頁	第 1 章 基本方針 第 2 円滑な災害応急活動の実施 ■災害応急対策の主な流れ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 8%;">時間経過</th> <th style="width: 20%;">気象等の状況</th> <th style="width: 15%;">市</th> <th style="width: 20%;">自治会自主防災会、事業者</th> <th style="width: 37%;">市民、従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: middle;">(発災直後) 初動対策</td> <td>○<u>河川氾濫水位</u>(特別警戒水位)を突破し、<u>更に水位上昇のおそれ</u> ※<u>甚大被害発生</u></td> <td>■<u>第 3 号配備態勢</u> ○<u>避難勧告・避難指示</u>(緊急)、<u>災害発生情報</u> ○<u>自衛隊派遣要請</u></td> <td>○<u>地域住民に避難勧告・指示</u>、<u>災害発生情報</u>の伝達 ○<u>地域住民の避難誘導</u> ○<u>地区公民館避難所の運営</u></td> <td>○<u>避難</u>、<u>命を守るための最善の行動</u></td> </tr> </tbody> </table>	時間経過	気象等の状況	市	自治会自主防災会、事業者	市民、従業員	(発災直後) 初動対策	○ <u>河川氾濫水位</u> (特別警戒水位)を突破し、 <u>更に水位上昇のおそれ</u> ※ <u>甚大被害発生</u>	■ <u>第 3 号配備態勢</u> ○ <u>避難勧告・避難指示</u> (緊急)、 <u>災害発生情報</u> ○ <u>自衛隊派遣要請</u>	○ <u>地域住民に避難勧告・指示</u> 、 <u>災害発生情報</u> の伝達 ○ <u>地域住民の避難誘導</u> ○ <u>地区公民館避難所の運営</u>	○ <u>避難</u> 、 <u>命を守るための最善の行動</u>	風水 1 章 第 2 108頁	第 1 章 基本方針 第 2 円滑な災害応急活動の実施 ■災害応急対策の主な流れ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 8%;">時間経過</th> <th style="width: 20%;">気象等の状況</th> <th style="width: 15%;">市</th> <th style="width: 20%;">自治会自主防災会、事業者</th> <th style="width: 37%;">市民、従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: middle;">(発災直後) 初動対策</td> <td>○<u>河川氾濫水位</u>(特別警戒水位)を突破し、<u>更に水位上昇のおそれ</u> ※<u>甚大被害発生</u></td> <td>■<u>第 3 号配備態勢</u> ○<u>避難勧告・避難指示</u>(緊急) _____ _____ ○<u>自衛隊派遣要請</u></td> <td>○<u>地域住民に避難勧告・指示</u> _____ _____ ○<u>地域住民の避難誘導</u> ○<u>地区公民館避難所の運営</u></td> <td>○<u>避難</u> _____ _____ _____</td> </tr> </tbody> </table>	時間経過	気象等の状況	市	自治会自主防災会、事業者	市民、従業員	(発災直後) 初動対策	○ <u>河川氾濫水位</u> (特別警戒水位)を突破し、 <u>更に水位上昇のおそれ</u> ※ <u>甚大被害発生</u>	■ <u>第 3 号配備態勢</u> ○ <u>避難勧告・避難指示</u> (緊急) _____ _____ ○ <u>自衛隊派遣要請</u>	○ <u>地域住民に避難勧告・指示</u> _____ _____ ○ <u>地域住民の避難誘導</u> ○ <u>地区公民館避難所の運営</u>	○ <u>避難</u> _____ _____ _____
時間経過	気象等の状況	市	自治会自主防災会、事業者	市民、従業員																			
(発災直後) 初動対策	○ <u>河川氾濫水位</u> (特別警戒水位)を突破し、 <u>更に水位上昇のおそれ</u> ※ <u>甚大被害発生</u>	■ <u>第 3 号配備態勢</u> ○ <u>避難勧告・避難指示</u> (緊急)、 <u>災害発生情報</u> ○ <u>自衛隊派遣要請</u>	○ <u>地域住民に避難勧告・指示</u> 、 <u>災害発生情報</u> の伝達 ○ <u>地域住民の避難誘導</u> ○ <u>地区公民館避難所の運営</u>	○ <u>避難</u> 、 <u>命を守るための最善の行動</u>																			
時間経過	気象等の状況	市	自治会自主防災会、事業者	市民、従業員																			
(発災直後) 初動対策	○ <u>河川氾濫水位</u> (特別警戒水位)を突破し、 <u>更に水位上昇のおそれ</u> ※ <u>甚大被害発生</u>	■ <u>第 3 号配備態勢</u> ○ <u>避難勧告・避難指示</u> (緊急) _____ _____ ○ <u>自衛隊派遣要請</u>	○ <u>地域住民に避難勧告・指示</u> _____ _____ ○ <u>地域住民の避難誘導</u> ○ <u>地区公民館避難所の運営</u>	○ <u>避難</u> _____ _____ _____																			
風水 2 章 1 節 第 1 1 110頁	第 2 章 迅速な災害応急活動体制の確立 第 1 節 組織の設置 第 1 災害警戒本部 1 災害警戒本部の設置基準 (1)～(3) 略 (4) <u>避難所開設時</u> 2 災害警戒本部の組織 (4) 本部員は技監、都市経営部長、 <u>新庁舎建設担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、_____産業活力再生部長、 <u>建設水道部長</u> 、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)は参与として加わる。	風水 2 章 1 節 第 1 1 109頁	第 2 章 迅速な災害応急活動体制の確立 第 1 節 組織の設置 第 1 災害警戒本部 1 災害警戒本部の設置基準 (1)～(3) 略 _____ 2 災害警戒本部の組織 (4) 本部員は技監、都市経営部長、_____総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>都市整備部長</u> 、産業活力再生部長、 <u>上下水道部長</u> 、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)は参与として加わる。																				

頁	改正後	頁	現 行
風水 2章 1節 第1 112項	<p>■災害警戒本部組織図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p style="text-align: center;">災害警戒本部会議</p> <p>本部長 市長 副本部長 副市長、教育長 本部員 技監、都市経営部長、新庁舎建設担当理事、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u> </u>産業活力再生部長、建設水道部長、教育部長、議会事務局長、消防団長 参 与 北はりま消防本部消防長（代） 事 務 局 くらし安心部</p> </div>	風水 2章 1節 第1 111項	<p>■災害警戒本部組織図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p style="text-align: center;">災害警戒本部会議</p> <p>本部長 市長 副本部長 副市長、教育長 本部員 技監、都市経営部長、<u> </u>総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>都市整備部長</u>、産業活力再生部長、<u>上下水道部長</u>、教育部長、議会事務局長、消防団長 参 与 北はりま消防本部消防長（代） 事 務 局 くらし安心部</p> </div>

頁	改 正 後	頁	現 行																																												
風水 2章 1節 第2 114項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部名等</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業活力再生部</td> <td>1 警戒活動の実施と災害調査</td> </tr> <tr> <td>建設水道部</td> <td>2 応急対策活動の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 上下水道施設の被害調査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 応急対策活動の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>【震災対策編、大規模事故災害対策編も同様に修正】</p> <p>第2 災害対策本部 2 災害警戒本部の組織 (4) 本部員は技監、都市経営部長、<u>新庁舎建設担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>産業活力再生部長</u>、<u>建設水道部長</u>、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、北播磨清掃事務組合事務局長、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p> <p>■災害警戒本部組織図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">災害警戒本部会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>技監、都市経営部長、<u>新庁舎建設担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>産業活力再生部長</u>、<u>建設水道部長</u>、教育部長、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参 与</td> <td>北はりま消防本部消防長(代)、北播磨清掃事務組合事務局長、西脇多可行政事務組合事務局長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </tbody> </table>	部名等	事務分掌	産業活力再生部	1 警戒活動の実施と災害調査	建設水道部	2 応急対策活動の実施		3 上下水道施設の被害調査		4 応急対策活動の実施	災害警戒本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、都市経営部長、 <u>新庁舎建設担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>産業活力再生部長</u> 、 <u>建設水道部長</u> 、教育部長、議会事務局長、消防団長	参 与	北はりま消防本部消防長(代)、北播磨清掃事務組合事務局長、西脇多可行政事務組合事務局長	事務局	くらし安心部	風水 2章 1節 第2 113項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部名等</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市整備部</td> <td>1 警戒活動の実施と災害調査</td> </tr> <tr> <td>産業活力再生部</td> <td>2 応急対策活動の実施</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>1 上下水道施設の被害調査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 応急対策活動の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 災害対策本部 2 災害警戒本部の組織 (4) 本部員は技監、都市経営部長、<u>総務部長</u>、福祉部長、くらし安心部長、<u>都市整備部長</u>、<u>産業活力再生部長</u>、<u>上下水道部長</u>、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、北播磨清掃事務組合事務局長、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p> <p>■災害警戒本部組織図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">災害警戒本部会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>技監、都市経営部長、<u>総務部長</u>、福祉部長、くらし安心部長、<u>都市整備部長</u>、<u>産業活力再生部長</u>、<u>上下水道部長</u>、教育部長、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参 与</td> <td>北はりま消防本部消防長(代)、北播磨清掃事務組合事務局長、西脇多可行政事務組合事務局長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </tbody> </table>	部名等	事務分掌	都市整備部	1 警戒活動の実施と災害調査	産業活力再生部	2 応急対策活動の実施	上下水道部	1 上下水道施設の被害調査		2 応急対策活動の実施	災害警戒本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、都市経営部長、 <u>総務部長</u> 、福祉部長、くらし安心部長、 <u>都市整備部長</u> 、 <u>産業活力再生部長</u> 、 <u>上下水道部長</u> 、教育部長、議会事務局長、消防団長	参 与	北はりま消防本部消防長(代)、北播磨清掃事務組合事務局長、西脇多可行政事務組合事務局長	事務局	くらし安心部
部名等	事務分掌																																														
産業活力再生部	1 警戒活動の実施と災害調査																																														
建設水道部	2 応急対策活動の実施																																														
	3 上下水道施設の被害調査																																														
	4 応急対策活動の実施																																														
災害警戒本部会議																																															
本部長	市長																																														
副本部長	副市長、教育長																																														
本部員	技監、都市経営部長、 <u>新庁舎建設担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>産業活力再生部長</u> 、 <u>建設水道部長</u> 、教育部長、議会事務局長、消防団長																																														
参 与	北はりま消防本部消防長(代)、北播磨清掃事務組合事務局長、西脇多可行政事務組合事務局長																																														
事務局	くらし安心部																																														
部名等	事務分掌																																														
都市整備部	1 警戒活動の実施と災害調査																																														
産業活力再生部	2 応急対策活動の実施																																														
上下水道部	1 上下水道施設の被害調査																																														
	2 応急対策活動の実施																																														
災害警戒本部会議																																															
本部長	市長																																														
副本部長	副市長、教育長																																														
本部員	技監、都市経営部長、 <u>総務部長</u> 、福祉部長、くらし安心部長、 <u>都市整備部長</u> 、 <u>産業活力再生部長</u> 、 <u>上下水道部長</u> 、教育部長、議会事務局長、消防団長																																														
参 与	北はりま消防本部消防長(代)、北播磨清掃事務組合事務局長、西脇多可行政事務組合事務局長																																														
事務局	くらし安心部																																														

頁	改正後	頁	現行
	<p>都市経営部 新庁舎建設担当理事</p> <p>資材調達班</p> <p>総務部</p> <p>広報総務班</p> <p>調査班</p> <p>応援部</p> <p>応援班</p> <p>福祉部</p> <p>要援護者支援・収容班</p> <p>暮らし安心部</p> <p>救護班</p> <p>環境班</p> <p>_____</p> <p>産業活力再生部</p> <p>活動班</p> <p>建設水道部</p> <p>給水班</p> <p>工務班</p> <p>病院部</p> <p>病院施設班</p> <p>医療救護班</p> <p>老健施設班</p> <p>教育部</p> <p>教育総務班</p> <p>指定避難所班</p> <p>消防団</p> <p>第1～7分団</p> <p>西脇消防署</p> <p>第1活動隊</p> <p>第2活動隊</p> <p>第3活動隊</p> <p>庶務班</p> <p>情報連絡班</p> <p>水防派遣班</p>		<p>都市経営部</p> <p>資材調達班</p> <p>総務部</p> <p>広報総務班</p> <p>調査班</p> <p>応援部</p> <p>応援班</p> <p>福祉部</p> <p>要援護者支援・収容班</p> <p>暮らし安心部</p> <p>救護班</p> <p>環境班</p> <p>都市整備部</p> <p>活動班</p> <p>産業活力再生部</p> <p>活動班</p> <p>上下水道部</p> <p>給水班</p> <p>工務班</p> <p>病院部</p> <p>病院施設班</p> <p>医療救護班</p> <p>老健施設班</p> <p>教育部</p> <p>教育総務班</p> <p>指定避難所班</p> <p>消防団</p> <p>第1～7分団</p> <p>西脇消防署</p> <p>第1水防隊</p> <p>第2水防隊</p> <p>第3水防隊</p> <p>庶務班</p> <p>情報連絡班</p> <p>水防派遣班</p>

頁	改正後	頁	現行																				
風水 2章 1節 116頁	<p>■災害対策本部の事務分掌</p> <p>○事務分掌</p> <p>【別紙1～5項に記載】</p> <p>【震災対策編、大規模事故災害対策編も同様に修正】</p>	風水 2章 1節 115頁	<p>■災害対策本部の事務分掌</p> <p>○事務分掌</p> <p>略</p>																				
風水 2章 1節 122頁	<p>●復旧・復興時、次の業務については、上記の事務分掌にかかわらず全庁的に応援体制をとる。</p>	風水 2章 1節 121頁	<p>●復旧・復興時、次の業務については、上記の事務分掌にかかわらず全庁的に応援体制をとる。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 518 383 566">業務</th> <th data-bbox="383 518 969 566">体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 566 383 837">災害廃棄物処理 総合調整</td> <td data-bbox="383 566 969 837">関係課・関係機関（防災安全課、<u>次世代創生課</u>、環境課、総務課、<u>施設管理課</u>、<u>工務課</u>、みどり園、消防団等）で協議・調整を行う。基本は日々の業務終了後、本部会議で状況報告し、今後の方針等を決定する。細かい調整は関係課長等により行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 837 383 965">現地本部</td> <td data-bbox="383 837 969 965">現地本部に課長級以上の職員を責任者に複数名配置する。（2～3名が目安）現地本部の数、現地本部の職員数は災害規模による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 965 383 1053">災害廃棄物仮置場</td> <td data-bbox="383 965 969 1053">災害廃棄物仮置場の交通整理・分別指示のため各仮置場に職員を2～6名配置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1053 383 1364">災害廃棄物収集・清掃作業（ボランティア）</td> <td data-bbox="383 1053 969 1364">全職員の内、可能な限りの職員を動員し、ボランティアとともに災害廃棄物収集・清掃作業に従事する。動員人数は災害規模による。（例 市職員1名とボランティア4名で班を編成し、災害廃棄物搬出・収集・清掃作業等を行う。車両がある場合は、2～3名で班編成する。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【震災対策編も同様に修正】</p>	業務	体制	災害廃棄物処理 総合調整	関係課・関係機関（防災安全課、 <u>次世代創生課</u> 、環境課、総務課、 <u>施設管理課</u> 、 <u>工務課</u> 、みどり園、消防団等）で協議・調整を行う。基本は日々の業務終了後、本部会議で状況報告し、今後の方針等を決定する。細かい調整は関係課長等により行う。	現地本部	現地本部に課長級以上の職員を責任者に複数名配置する。（2～3名が目安）現地本部の数、現地本部の職員数は災害規模による。	災害廃棄物仮置場	災害廃棄物仮置場の交通整理・分別指示のため各仮置場に職員を2～6名配置する。	災害廃棄物収集・清掃作業（ボランティア）	全職員の内、可能な限りの職員を動員し、ボランティアとともに災害廃棄物収集・清掃作業に従事する。動員人数は災害規模による。（例 市職員1名とボランティア4名で班を編成し、災害廃棄物搬出・収集・清掃作業等を行う。車両がある場合は、2～3名で班編成する。）		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1187 518 1417 566">業務</th> <th data-bbox="1417 518 2004 566">体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1187 566 1417 837">災害廃棄物処理 総合調整</td> <td data-bbox="1417 566 2004 837">関係課・関係機関（防災安全課、<u>総合企画課</u>、環境課、総務課、<u>土木課</u>、<u>工務課</u>、みどり園、消防団等）で協議・調整を行う。基本は日々の業務終了後、本部会議で状況報告し、今後の方針等を決定する。細かい調整は関係課長等により行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 837 1417 965">現地本部</td> <td data-bbox="1417 837 2004 965">現地本部に課長級以上の職員を責任者に複数名配置する。（2～3名が目安）現地本部の数、現地本部の職員数は災害規模による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 965 1417 1053">災害廃棄物仮置場</td> <td data-bbox="1417 965 2004 1053">災害廃棄物仮置場の交通整理・分別指示のため各仮置場に職員を2～6名配置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 1053 1417 1364">災害廃棄物収集・清掃作業（ボランティア）</td> <td data-bbox="1417 1053 2004 1364">全職員の内、可能な限りの職員を動員し、ボランティアとともに災害廃棄物収集・清掃作業に従事する。動員人数は災害規模による。（例 市職員1名とボランティア4名で班を編成し、災害廃棄物搬出・収集・清掃作業等を行う。車両がある場合は、2～3名で班編成する。）</td> </tr> </tbody> </table>	業務	体制	災害廃棄物処理 総合調整	関係課・関係機関（防災安全課、 <u>総合企画課</u> 、環境課、総務課、 <u>土木課</u> 、 <u>工務課</u> 、みどり園、消防団等）で協議・調整を行う。基本は日々の業務終了後、本部会議で状況報告し、今後の方針等を決定する。細かい調整は関係課長等により行う。	現地本部	現地本部に課長級以上の職員を責任者に複数名配置する。（2～3名が目安）現地本部の数、現地本部の職員数は災害規模による。	災害廃棄物仮置場	災害廃棄物仮置場の交通整理・分別指示のため各仮置場に職員を2～6名配置する。	災害廃棄物収集・清掃作業（ボランティア）	全職員の内、可能な限りの職員を動員し、ボランティアとともに災害廃棄物収集・清掃作業に従事する。動員人数は災害規模による。（例 市職員1名とボランティア4名で班を編成し、災害廃棄物搬出・収集・清掃作業等を行う。車両がある場合は、2～3名で班編成する。）
業務	体制																						
災害廃棄物処理 総合調整	関係課・関係機関（防災安全課、 <u>次世代創生課</u> 、環境課、総務課、 <u>施設管理課</u> 、 <u>工務課</u> 、みどり園、消防団等）で協議・調整を行う。基本は日々の業務終了後、本部会議で状況報告し、今後の方針等を決定する。細かい調整は関係課長等により行う。																						
現地本部	現地本部に課長級以上の職員を責任者に複数名配置する。（2～3名が目安）現地本部の数、現地本部の職員数は災害規模による。																						
災害廃棄物仮置場	災害廃棄物仮置場の交通整理・分別指示のため各仮置場に職員を2～6名配置する。																						
災害廃棄物収集・清掃作業（ボランティア）	全職員の内、可能な限りの職員を動員し、ボランティアとともに災害廃棄物収集・清掃作業に従事する。動員人数は災害規模による。（例 市職員1名とボランティア4名で班を編成し、災害廃棄物搬出・収集・清掃作業等を行う。車両がある場合は、2～3名で班編成する。）																						
業務	体制																						
災害廃棄物処理 総合調整	関係課・関係機関（防災安全課、 <u>総合企画課</u> 、環境課、総務課、 <u>土木課</u> 、 <u>工務課</u> 、みどり園、消防団等）で協議・調整を行う。基本は日々の業務終了後、本部会議で状況報告し、今後の方針等を決定する。細かい調整は関係課長等により行う。																						
現地本部	現地本部に課長級以上の職員を責任者に複数名配置する。（2～3名が目安）現地本部の数、現地本部の職員数は災害規模による。																						
災害廃棄物仮置場	災害廃棄物仮置場の交通整理・分別指示のため各仮置場に職員を2～6名配置する。																						
災害廃棄物収集・清掃作業（ボランティア）	全職員の内、可能な限りの職員を動員し、ボランティアとともに災害廃棄物収集・清掃作業に従事する。動員人数は災害規模による。（例 市職員1名とボランティア4名で班を編成し、災害廃棄物搬出・収集・清掃作業等を行う。車両がある場合は、2～3名で班編成する。）																						

頁	改 正 後	頁	現 行		
風水 2章 3節 第2 132項	■ 注意報の種類と基準		風水 2章 3節 第2 131項		
	注意報の種類	基準		注意報の種類	基準
	強風注意報	平均風速12m/s		強風注意報	平均風速12m/s
	大雨注意報	表面雨量指数 7		大雨注意報	表面雨量指数 7
		土壌雨量指数 116			土壌雨量指数 116
	洪水注意報	流域雨量指数 加古川37.6 杉原川15.7 野間川15.7		洪水注意報	流域雨量指数 加古川37.6 杉原川15.7 野間川15.7
	大雪注意報	12時間降雪の深さが平地で10cm、山地で20cm		大雪注意報	24時間降雪の深さが平地で10cm、山地で20cm
	風雪注意報	平均風速12m/sで雪を伴う場合		風雪注意報	平均風速12m/sで雪を伴う場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	濃霧注意報	視程100m		濃霧注意報	視程100m
	乾燥注意報	最小湿度40%で実効湿度60%		乾燥注意報	最小湿度40%で実効湿度60%
	着雪注意報	気温2℃以下、24時間降雪量が20cm以上		着雪注意報	気温2℃以下、24時間降雪量が20cm以上
	霜注意報	4月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温が4℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温が2℃以下		霜注意報	4月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温が4℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温が2℃以下
	■ 警報の種類と基準			■ 警報の種類と基準	
警報の種類	基準	警報の種類	基準		
暴風警報	平均風速20m/s	暴風警報	平均風速20m/s		
暴風雪警報	平均風速20m/sで雪を伴う場合	暴風雪警報	平均風速20m/sで雪を伴う場合		
大雨警報	表面雨量指数 <u>13</u>	大雨警報	表面雨量指数 <u>15</u>		
	土壌雨量指数 155		土壌雨量指数 155		
洪水警報	流域雨量指数 加古川53.7 杉原川19.7 野間川19.6	洪水警報	流域雨量指数 加古川53.7 杉原川19.7 野間川19.6		
大雪警報	12時間降雪の深さが平地で <u>30cm</u> 山地で <u>35cm</u>	大雪警報	24時間降雪の深さが平地で <u>20cm</u> 山地で <u>40cm</u>		

頁	改正後	頁	現行								
風水 3章 3節 第3 161頁	第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策 第3 ヘリコプターの運航 1 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請 (1)、(2)略 (3) 緊急運航要請連絡先 <table border="1" data-bbox="228 445 1010 635"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県消防防災航空隊 神戸市消防局警防部司令課</td> <td>TEL (078) <u>333-0119</u> FAX (078) <u>325-8529</u> ※昼夜問わず</td> </tr> </tbody> </table> 【震災対策編、大規模事故災害対策編も同様に修正】	連絡先	電話番号等	兵庫県消防防災航空隊 神戸市消防局警防部司令課	TEL (078) <u>333-0119</u> FAX (078) <u>325-8529</u> ※昼夜問わず	風水 3章 3節 第3 160頁	第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策 第3 ヘリコプターの運航 1 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請 (1)、(2)略 (3) 緊急運航要請連絡先 <table border="1" data-bbox="1265 445 2047 635"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県消防防災航空隊 神戸市消防局警防部司令課</td> <td>TEL (078) <u>331-0986</u> FAX (078) <u>331-0987</u> ※昼夜問わず</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	電話番号等	兵庫県消防防災航空隊 神戸市消防局警防部司令課	TEL (078) <u>331-0986</u> FAX (078) <u>331-0987</u> ※昼夜問わず
連絡先	電話番号等										
兵庫県消防防災航空隊 神戸市消防局警防部司令課	TEL (078) <u>333-0119</u> FAX (078) <u>325-8529</u> ※昼夜問わず										
連絡先	電話番号等										
兵庫県消防防災航空隊 神戸市消防局警防部司令課	TEL (078) <u>331-0986</u> FAX (078) <u>331-0987</u> ※昼夜問わず										

頁	改正後																							
風水 3章 4節 第1 167頁	第4節 避難対策 第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報 ■避難の実施基準																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>条件</th> <th>伝達内容</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難勧告、指示等を行うことが予想される時。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。</td> <td>①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由 ②対象地区 ③携行品 ④その他注意</td> <td>①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。</td> <td>①勧告・指示者 ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>①状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害発生情報</td> <td colspan="3">可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合</td> </tr> </tbody> </table>	種別	条件	伝達内容	伝達方法	避難準備・高齢者等避難開始	①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難勧告、指示等を行うことが予想される時。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由 ②対象地区 ③携行品 ④その他注意	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)	避難勧告	①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①勧告・指示者 ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項		避難指示(緊急)	①状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。			災害発生情報	可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合					
種別	条件	伝達内容	伝達方法																					
避難準備・高齢者等避難開始	①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難勧告、指示等を行うことが予想される時。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由 ②対象地区 ③携行品 ④その他注意	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)																					
避難勧告	①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①勧告・指示者 ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項																						
避難指示(緊急)	①状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。																							
災害発生情報	可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合																							

頁	現 行																							
風水 3章 4節 第1 166頁	第4節 避難対策 第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、																							
	■避難の実施基準																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>条件</th> <th>伝達内容</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難勧告、指示等を行うことが予想される時。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。</td> <td>①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由 ②対象地区 ③携行品 ④その他注意</td> <td>①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。</td> <td>①勧告・指示者 ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>①状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	条件	伝達内容	伝達方法	避難準備・高齢者等避難開始	①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難勧告、指示等を行うことが予想される時。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由 ②対象地区 ③携行品 ④その他注意	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)	避難勧告	①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①勧告・指示者 ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項		避難指示(緊急)	①状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。									
種別	条件	伝達内容	伝達方法																					
避難準備・高齢者等避難開始	①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難勧告、指示等を行うことが予想される時。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由 ②対象地区 ③携行品 ④その他注意	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)																					
避難勧告	①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①勧告・指示者 ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項																						
避難指示(緊急)	①状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。 ②(1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。																							

頁	改正後	頁	現 行																																																
風水 3章 4節 第3 168頁	<p>■ 避難指示等の発令の目安（洪水）</p> <table border="1" data-bbox="174 220 1070 507"> <tr> <td>種類</td> <td>河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川（水位情報周知河川等）</td> <td>河川水位の観測と予測が行われていない河川</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。</td> <td>堤防高に水位が到達したとき。近隣で浸水が床上に及んでいるとき。</td> </tr> <tr> <td>災害発生情報</td> <td colspan="2">災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="174 619 1070 1114"> <thead> <tr> <th>水位</th> <th>市・住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫の発生</td> <td>災害発生 市は災害発生情報の発令を判断 住民は命を守るための最善の行動をとる。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位</td> <td>市は避難勧告の発令を判断 〔状況によっては避難指示（緊急）の発令を判断〕 住民は避難を判断、避難の完了</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>市は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位</td> <td>消 防 団 出 動</td> </tr> <tr> <td>消防団待機水位</td> <td>消 防 団 待 機</td> </tr> </tbody> </table>	種類	河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川（水位情報周知河川等）	河川水位の観測と予測が行われていない河川	避難指示（緊急）	河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。	堤防高に水位が到達したとき。近隣で浸水が床上に及んでいるとき。	災害発生情報	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。		水位	市・住民に求める行動	氾濫の発生	災害発生 市は災害発生情報の発令を判断 住民は命を守るための最善の行動をとる。	氾濫危険水位	市は避難勧告の発令を判断 〔状況によっては避難指示（緊急）の発令を判断〕 住民は避難を判断、避難の完了	避難判断水位	市は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意	氾濫注意水位	消 防 団 出 動	消防団待機水位	消 防 団 待 機	風水 3章 4節 第3 167頁	<p>■ 避難指示等の発令の目安（洪水）</p> <table border="1" data-bbox="1205 220 2123 507"> <tr> <td>種類</td> <td>河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川（水位情報周知河川等）</td> <td>河川水位の観測と予測が行われていない河川</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。</td> <td>堤防高に水位が到達したとき。近隣で浸水が床上に及んでいるとき。</td> </tr> <tr> <td>災害発生情報</td> <td colspan="2">災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1205 619 2123 1114"> <thead> <tr> <th>水位</th> <th>レベル</th> <th>市・住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫の発生</td> <td>5</td> <td>氾濫水への警戒 〔状況によっては避難指示（緊急）の発令を判断〕 住民の避難完了</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位</td> <td>4 危険</td> <td>市は避難勧告の発令を判断 〔状況によっては避難指示（緊急）の発令を判断〕 住民は避難を判断、</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>3 警戒</td> <td>市は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位</td> <td>2 注意</td> <td>消 防 団 出 動</td> </tr> <tr> <td>消防団待機水位</td> <td>1</td> <td>消 防 団 待 機</td> </tr> </tbody> </table>	種類	河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川（水位情報周知河川等）	河川水位の観測と予測が行われていない河川	避難指示（緊急）	河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。	堤防高に水位が到達したとき。近隣で浸水が床上に及んでいるとき。	災害発生情報	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。		水位	レベル	市・住民に求める行動	氾濫の発生	5	氾濫水への警戒 〔状況によっては避難指示（緊急）の発令を判断〕 住民の避難完了	氾濫危険水位	4 危険	市は避難勧告の発令を判断 〔状況によっては避難指示（緊急）の発令を判断〕 住民は避難を判断、	避難判断水位	3 警戒	市は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意	氾濫注意水位	2 注意	消 防 団 出 動	消防団待機水位	1	消 防 団 待 機
種類	河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川（水位情報周知河川等）	河川水位の観測と予測が行われていない河川																																																	
避難指示（緊急）	河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。	堤防高に水位が到達したとき。近隣で浸水が床上に及んでいるとき。																																																	
災害発生情報	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。																																																		
水位	市・住民に求める行動																																																		
氾濫の発生	災害発生 市は災害発生情報の発令を判断 住民は命を守るための最善の行動をとる。																																																		
氾濫危険水位	市は避難勧告の発令を判断 〔状況によっては避難指示（緊急）の発令を判断〕 住民は避難を判断、避難の完了																																																		
避難判断水位	市は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意																																																		
氾濫注意水位	消 防 団 出 動																																																		
消防団待機水位	消 防 団 待 機																																																		
種類	河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川（水位情報周知河川等）	河川水位の観測と予測が行われていない河川																																																	
避難指示（緊急）	河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。	堤防高に水位が到達したとき。近隣で浸水が床上に及んでいるとき。																																																	
災害発生情報	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。																																																		
水位	レベル	市・住民に求める行動																																																	
氾濫の発生	5	氾濫水への警戒 〔状況によっては避難指示（緊急）の発令を判断〕 住民の避難完了																																																	
氾濫危険水位	4 危険	市は避難勧告の発令を判断 〔状況によっては避難指示（緊急）の発令を判断〕 住民は避難を判断、																																																	
避難判断水位	3 警戒	市は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意																																																	
氾濫注意水位	2 注意	消 防 団 出 動																																																	
消防団待機水位	1	消 防 団 待 機																																																	

頁	改正後	頁	現行																														
風水 3章 4節 第1 169項	<p>■避難指示等の発令の目安（土砂災害）</p> <table border="1" data-bbox="174 220 1059 547"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 220 304 252">種類</th> <th data-bbox="304 220 551 252">現地情報による基準</th> <th colspan="3" data-bbox="551 220 1059 252">土砂災害警戒基準雨量（消防庁）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 252 304 467">避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="304 252 551 467"> ・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。 </td> <td data-bbox="551 252 734 467">同上</td> <td data-bbox="734 252 904 467">同上</td> <td data-bbox="904 252 1059 467">同上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 467 304 547">災害発生情報</td> <td colspan="4" data-bbox="304 467 1059 547"> ・災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 避難情報の伝達</p> <p>市（本部事務局）は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。</p> <p>避難勧告・指示等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難勧告・指示等の発令者 (2) 避難勧告・指示等を発令した対象地区名 (3)～(5) 略 	種類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量（消防庁）			避難指示（緊急）	・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。	同上	同上	同上	災害発生情報	・災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。				風水 3章 4節 第1 168項	<p>■避難指示等の発令の目安（土砂災害）</p> <table border="1" data-bbox="1209 220 2094 547"> <thead> <tr> <th data-bbox="1209 220 1339 252">種類</th> <th data-bbox="1339 220 1585 252">現地情報による基準</th> <th colspan="3" data-bbox="1585 220 2094 252">土砂災害警戒基準雨量（消防庁）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1209 252 1339 467">避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="1339 252 1585 467"> ・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。 </td> <td data-bbox="1585 252 1765 467">同上</td> <td data-bbox="1765 252 1935 467">同上</td> <td data-bbox="1935 252 2094 467">同上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 467 1339 547">—</td> <td colspan="4" data-bbox="1339 467 2094 547">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 避難情報の伝達</p> <p>市（本部事務局）は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。</p> <p>避難勧告・指示__を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難勧告・指示__の発令者 (2) 避難勧告・指示__を発令した対象地区名 (3)～(5) 略 	種類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量（消防庁）			避難指示（緊急）	・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。	同上	同上	同上	—	—			
種類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量（消防庁）																															
避難指示（緊急）	・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。	同上	同上	同上																													
災害発生情報	・災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。																																
種類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量（消防庁）																															
避難指示（緊急）	・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。	同上	同上	同上																													
—	—																																

頁	改 正 後			頁	現 行												
風水 3章 4節 第1 170項	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	風水 3章 4節 第1 169項	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動										
	避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子供のある人等要援護者は避難を開始する。		避難準備・高齢者等避難開始 _____	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子供のある人等要援護者は避難を開始する。										
	避難勧告 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。		避難勧告 _____	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。										
	避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。 ○避難所まで移動できない場合は、自宅又は近くの高い場所に移動する。		避難指示（緊急） _____	災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。 ○避難所まで移動できない場合は、自宅又は近くの高い場所に移動する。										
災害発生情報 【警戒レベル5】	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令し命を守るための最善の行動を求める。	○命を守るための最善の行動をとる。	_____	_____	_____												
風水 3章 4節 第2 170項	第2 避難の方法 2 多数の者を収容する施設の避難 病院、老人ホーム、 <u>こども園</u> 等多数の病人・老人・乳幼児を収容している施設にあっては、施設管理者が平常時に避難計画を作成し、災害時には市、消防署、消防団、警察署と連携して避難誘導する。 削除			風水 3章 4節 第2 169項	第2 避難の方法 2 多数の者を収容する施設の避難 病院、老人ホーム、 <u>保育園</u> 等多数の病人・老人・乳幼児を収容している施設にあっては、施設管理者が平常時に避難計画を作成し、災害時には市、消防署、消防団、警察署と連携して避難誘導する。 ■土砂災害に注意を必要とする施設 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西脇こども園</td> <td>西脇760-1</td> </tr> <tr> <td>ひよこ保育園</td> <td>板波町706-8</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム向陽苑</td> <td>黒田庄町黒田783</td> </tr> <tr> <td>黒田庄こども園</td> <td>黒田庄町前坂930</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	所在地	西脇こども園	西脇760-1	ひよこ保育園	板波町706-8	特別養護老人ホーム向陽苑	黒田庄町黒田783	黒田庄こども園	黒田庄町前坂930
施設名	所在地																
西脇こども園	西脇760-1																
ひよこ保育園	板波町706-8																
特別養護老人ホーム向陽苑	黒田庄町黒田783																
黒田庄こども園	黒田庄町前坂930																

頁	改 正 後	頁	現 行																																																															
風水 3章 6節 第2 3 183項	<p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第2 応急給水</p> <p>3 給水方法及び広報</p> <p>(1) 市（建設水道部）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施する。給水タンクは、備蓄品を使用する。</p> <p>現有施設等で給水困難な場合は、消防タンク車等を消毒のうえ使用する。</p> <p>(2) 運搬給水拠点又は給水車等による運搬給水を実施するときは、その時間や場所について広報する。</p> <p>(3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。</p> <table border="1" data-bbox="161 646 1079 1145"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>容量</th> <th>数</th> <th>保管場所</th> <th>応急給水活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水タンク</td> <td>1,000リットル</td> <td>3個</td> <td>春日浄水場</td> <td rowspan="2">運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配水を行う。</td> </tr> <tr> <td>800リットル</td> <td>1個</td> <td>田高浄水場</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ポリタンク</td> <td>300リットル</td> <td>3個</td> <td>春日浄水場</td> <td rowspan="3">運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、市民個々の容器へ配水を行う。</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>非常用給水袋</td> <td>6リットル</td> <td>2,900枚</td> <td>上戸田浄水場</td> <td>給水拠点にて注水し、市民に配布する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【震災対策編も同様に修正】</p>	種別	容量	数	保管場所	応急給水活動の内容	給水タンク	1,000リットル	3個	春日浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配水を行う。	800リットル	1個	田高浄水場	ポリタンク	300リットル	3個	春日浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、市民個々の容器へ配水を行う。	_____	_____	_____	_____	_____	_____	非常用給水袋	6リットル	2,900枚	上戸田浄水場	給水拠点にて注水し、市民に配布する。	風水 3章 6節 第2 3 182項	<p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第2 応急給水</p> <p>3 給水方法及び広報</p> <p>(1) 市（上下水道部）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施する。給水タンクは、備蓄品を使用する。</p> <p>現有施設等で給水困難な場合は、消防タンク車等を消毒のうえ使用する。</p> <p>(2) 運搬給水拠点又は給水車等による運搬給水を実施するときは、その時間や場所について広報する。</p> <p>(3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。</p> <table border="1" data-bbox="1205 646 2123 1150"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>容量</th> <th>数</th> <th>保管場所</th> <th>応急給水活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水タンク</td> <td>1,000リットル</td> <td>3個</td> <td>春日浄水場</td> <td rowspan="2">運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配水を行う。</td> </tr> <tr> <td>800リットル</td> <td>1個</td> <td>田高浄水場</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ポリタンク</td> <td>300リットル</td> <td>3個</td> <td>春日浄水場</td> <td rowspan="3">運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、市民個々の容器へ配水を行う。</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>2個</td> <td>田高浄水場</td> </tr> <tr> <td>20リットル</td> <td>5個</td> <td>田高浄水場</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>10リットル</td> <td>700個</td> <td>春日浄水場</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>400個</td> <td>第2庁舎下</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	種別	容量	数	保管場所	応急給水活動の内容	給水タンク	1,000リットル	3個	春日浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配水を行う。	800リットル	1個	田高浄水場	ポリタンク	300リットル	3個	春日浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、市民個々の容器へ配水を行う。	_____	2個	田高浄水場	20リットル	5個	田高浄水場	_____	10リットル	700個	春日浄水場	_____	_____	_____	400個	第2庁舎下	_____
種別	容量	数	保管場所	応急給水活動の内容																																																														
給水タンク	1,000リットル	3個	春日浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配水を行う。																																																														
	800リットル	1個	田高浄水場																																																															
ポリタンク	300リットル	3個	春日浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、市民個々の容器へ配水を行う。																																																														
	_____	_____	_____																																																															
	_____	_____	_____																																																															
非常用給水袋	6リットル	2,900枚	上戸田浄水場	給水拠点にて注水し、市民に配布する。																																																														
種別	容量	数	保管場所	応急給水活動の内容																																																														
給水タンク	1,000リットル	3個	春日浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配水を行う。																																																														
	800リットル	1個	田高浄水場																																																															
ポリタンク	300リットル	3個	春日浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、市民個々の容器へ配水を行う。																																																														
	_____	2個	田高浄水場																																																															
	20リットル	5個	田高浄水場																																																															
_____	10リットル	700個	春日浄水場	_____																																																														
_____	_____	400個	第2庁舎下	_____																																																														

頁	改正後	頁	現行																																			
震災 3章 4節 第1 287頁	第4編 災害応急対策計画 (震災対策偏)	震災 3章 4節 第1 286頁	第4編 災害応急対策計画 (震災対策偏)																																			
	第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策 第1 避難勧告、避難指示（緊急） 2 実施基準 災害対策本部（本部員）は、次の実施基準に基づいて _____ _____避難の勧告・指示等を行う。 なお、高齢者等の災害時要援護者が利用する施設、住宅に近接する危険箇所から優先して伝達する。 ■避難の実施基準		第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策 第1 避難勧告、避難指示（緊急） 2 実施基準 災害対策本部（本部員）は、次の実施基準に基づいて <u>避難準備</u> <u>及び避難の勧告・指示</u> __を行う。 なお、高齢者等の災害時要援護者が利用する施設、住宅に近接する危険箇所から優先して伝達する。 ■避難の実施基準																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>条件</th> <th>伝達内容</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 (火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</td> <td>①勧告・指示者 ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項</td> <td>①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネットによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。 (火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</td> <td>⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達 (状況により)</td> <td>⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達 (状況により)</td> </tr> <tr> <td>災害発生情報</td> <td>可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	条件	伝達内容	伝達方法	避難勧告	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 (火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)	①勧告・指示者 ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネットによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達	避難指示（緊急）	状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。 (火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)	⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達 (状況により)	⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達 (状況により)	災害発生情報	可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>条件</th> <th>伝達内容</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 (火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</td> <td>①勧告・指示者 ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項</td> <td>①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネットによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。 (火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</td> <td>⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達 (状況により)</td> <td>⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達 (状況により)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	条件	伝達内容	伝達方法	避難勧告	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 (火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)	①勧告・指示者 ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネットによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達	避難指示（緊急）	状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。 (火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)	⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達 (状況により)	⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達 (状況により)	_____	_____			_____	_____		
種別	条件	伝達内容	伝達方法																																			
避難勧告	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 (火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)	①勧告・指示者 ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネットによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達																																			
避難指示（緊急）	状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。 (火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)	⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達 (状況により)	⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達 (状況により)																																			
災害発生情報	可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合																																					
種別	条件	伝達内容	伝達方法																																			
避難勧告	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 (火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)	①勧告・指示者 ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネットによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達																																			
避難指示（緊急）	状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。 (火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)	⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達 (状況により)	⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達 (状況により)																																			
_____	_____																																					
_____	_____																																					

頁	改正後	頁	現 行																								
震災 3章 4節 第1 3 288頁	<p>3 避難情報の伝達</p> <p>市（本部事務局）は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。</p> <p>避難勧告・避難指示（緊急）<u>等</u>を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。</p> <p>(1) 避難勧告・避難指示<u>等</u>（緊急）の発令者 (2) 避難勧告・避難指示<u>等</u>（緊急）を発令した対象地区名 (3) 避難経路及び避難先 (4) 避難時の服装及び携行品 (5) 避難行動における注意事項</p> <table border="1" data-bbox="152 671 1039 1305"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発令の意図</th> <th>市民等に求める避難行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告 【警戒レベル 4】</td> <td>災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。</td> <td>○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急) 【警戒レベル 4】</td> <td>災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。</td> <td>○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。</td> </tr> <tr> <td>災害発生情報 【警戒レベル 5】</td> <td>災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。</td> <td>○命を守るための最善の行動をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	避難勧告 【警戒レベル 4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。	避難指示 (緊急) 【警戒レベル 4】	災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。	災害発生情報 【警戒レベル 5】	災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。	○命を守るための最善の行動をとる。	震災 3章 4節 第1 3 287頁	<p>3 避難情報の伝達</p> <p>市（本部事務局）は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。</p> <p>避難勧告・避難指示（緊急）<u>__</u>を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。</p> <p>(1) 避難勧告・避難指示<u>__</u>（緊急）の発令者 (2) 避難勧告・避難指示<u>__</u>（緊急）を発令した対象地区名 (3) 避難経路及び避難先 (4) 避難時の服装及び携行品 (5) 避難行動における注意事項</p> <table border="1" data-bbox="1182 671 2069 1305"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発令の意図</th> <th>市民等に求める避難行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告 _____ _____</td> <td>災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。</td> <td>○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急) _____ _____</td> <td>災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。</td> <td>○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。</td> </tr> <tr> <td>_____ _____ _____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	避難勧告 _____ _____	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。	避難指示 (緊急) _____ _____	災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。	_____ _____ _____	_____	_____
種類	発令の意図	市民等に求める避難行動																									
避難勧告 【警戒レベル 4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。																									
避難指示 (緊急) 【警戒レベル 4】	災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。																									
災害発生情報 【警戒レベル 5】	災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。	○命を守るための最善の行動をとる。																									
種類	発令の意図	市民等に求める避難行動																									
避難勧告 _____ _____	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。																									
避難指示 (緊急) _____ _____	災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。																									
_____ _____ _____	_____	_____																									

頁	改正後	頁	現行										
震災 3章 4節 第2 288頁	<p>第2 避難の方法</p> <p>2 多数の者を収容する施設の避難</p> <p>病院、老人ホーム、<u>こども園</u>等多数の病人・老人・乳幼児を収容している施設にあつては、施設管理者が平常時に避難計画を作成し、災害時には市、消防署、消防団、警察署と連携して避難誘導する。</p> <p><u>削除</u></p>	震災 3章 4節 第2 287頁	<p>第2 避難の方法</p> <p>2 多数の者を収容する施設の避難</p> <p>病院、老人ホーム、<u>保育園</u>等多数の病人・老人・乳幼児を収容している施設にあつては、施設管理者が平常時に避難計画を作成し、災害時には市、消防署、消防団、警察署と連携して避難誘導する。</p> <p>■土砂災害に注意を必要とする施設</p> <table border="1" data-bbox="1200 517 1971 738"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西脇こども園</td> <td>西脇760-1</td> </tr> <tr> <td>ひよこ保育園</td> <td>板波町706-8</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム向陽苑</td> <td>黒田庄町黒田783</td> </tr> <tr> <td>黒田庄こども園</td> <td>黒田庄町前坂930</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	西脇こども園	西脇760-1	ひよこ保育園	板波町706-8	特別養護老人ホーム向陽苑	黒田庄町黒田783	黒田庄こども園	黒田庄町前坂930
施設名	所在地												
西脇こども園	西脇760-1												
ひよこ保育園	板波町706-8												
特別養護老人ホーム向陽苑	黒田庄町黒田783												
黒田庄こども園	黒田庄町前坂930												

頁	改正後	頁	現行
大規模 1章 9節 第1 2 399項	<p style="text-align: center;">第5編 災害応急対策計画 (大規模災害対策偏)</p> <p>第1章 基本対策</p> <p>第9節 避難対策</p> <p>第1 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)</p> <p>2 避難情報の伝達</p> <p>市(本部事務局)は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。</p> <p>避難勧告・避難指示(緊急)等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難勧告・避難指示等(緊急)の発令者 (2) 避難勧告・避難指示等(緊急)を発令した対象地区名 (3) 避難経路及び避難先 (4) 避難時の服装及び携行品 (5) 避難行動における注意事項 	大規模 1章 9節 第1 2 398項	<p style="text-align: center;">第5編 災害応急対策計画 (大規模災害対策偏)</p> <p>第1章 基本対策</p> <p>第9節 避難対策</p> <p>第1 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)</p> <p>2 避難情報の伝達</p> <p>市(本部事務局)は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。</p> <p>避難勧告・避難指示(緊急)__を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難勧告・避難指示__(緊急)の発令者 (2) 避難勧告・避難指示__(緊急)を発令した対象地区名 (3) 避難経路及び避難先 (4) 避難時の服装及び携行品 (5) 避難行動における注意事項

頁	改正後			頁	現 行		
事故 1 章 9 節 第 1 2 400項	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	事故 1 章 9 節 第 1 2 399項	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動
	避難準備 ・高齢者等避難開始 <u>【警戒レベル 3】</u>	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子どものある人等要援護者は避難を開始する。		避難準備 ・高齢者等避難開始 _____ _____	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子どものある人等要援護者は避難を開始する。
	避難勧告 <u>【警戒レベル 4】</u>	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。		避難勧告 _____ _____	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。
	避難指示 (緊急) <u>【警戒レベル 4】</u>	災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する		避難指示 (緊急) _____ _____	災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する
	災害発生情報 <u>【警戒レベル 5】</u>	<u>災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。</u>	<u>○命を守るための最善の行動をとる。</u>		_____ _____ _____	_____ _____ _____	_____ _____ _____

頁	改正後	頁	現行														
風水 1章 7節 第1 45項	<p style="text-align: center;">機構改革に伴う改正（抜粋）</p> <p>第2編 災害予防計画（風水害対策偏） 第1章 災害応急対策に係る備えの充実 第7節 防災資機材の整備</p> <table border="1" data-bbox="170 432 1005 624"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">担 当</td> <td>市</td> <td>くらし安心部、<u>建設水道部</u></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>消防団、自治会、自主防災会、建設業協会</td> </tr> </table> <p>第1 自主防災会の資機材 市（くらし安心部）は、自主防災会の消火、救出、避難活動及び水防協力活動に要する資機材の充実が図れるよう支援する。 各自主防災会は、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。</p> <p>第2 救出資機材の整備 市（くらし安心部、<u>建設水道部</u>）は、浸水区域の救助活動を想定したボート、ライフジャケット等の設備、装備を計画的に整備・配置する。 また、建設業協会等と協力し、災害時の重機やトラックによる救出体制を確立する。</p>	担 当	市	くらし安心部、 <u>建設水道部</u>	関係機関		関係団体	消防団、自治会、自主防災会、建設業協会	風水 1章 7節 第1 45項	<p style="text-align: center;">機構改革に伴う改正（抜粋）</p> <p>第2編 災害予防計画（風水害対策偏） 第1章 災害応急対策に係る備えの充実 第7節 防災資機材の整備</p> <table border="1" data-bbox="1200 432 2036 624"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">担 当</td> <td>市</td> <td>くらし安心部、<u>都市整備部</u></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>消防団、自治会、自主防災会、建設業協会</td> </tr> </table> <p>第1 自主防災会の資機材 市（くらし安心部）は、自主防災会の消火、救出、避難活動及び水防協力活動に要する資機材の充実が図れるよう支援する。 各自主防災会は、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。</p> <p>第2 救出資機材の整備 市（くらし安心部、<u>都市整備部</u>）は、浸水区域の救助活動を想定したボート、ライフジャケット等の設備、装備を計画的に整備・配置する。 また、建設業協会等と協力し、災害時の重機やトラックによる救出体制を確立する。</p>	担 当	市	くらし安心部、 <u>都市整備部</u>	関係機関		関係団体	消防団、自治会、自主防災会、建設業協会
担 当	市		くらし安心部、 <u>建設水道部</u>														
	関係機関																
	関係団体	消防団、自治会、自主防災会、建設業協会															
担 当	市	くらし安心部、 <u>都市整備部</u>															
	関係機関																
	関係団体	消防団、自治会、自主防災会、建設業協会															

頁	改正後	頁	現 行																		
大規模 2章 2節 第1 416項	<p>第5編 災害応急対策計画（大規模事故災害等対策偏）</p> <p>第2章 個別対策</p> <p>第2節 危険物事故災害応急対策</p> <p>第1 危険物事故応急対策</p> <table border="1" data-bbox="170 347 1043 499"> <tr> <td>担当</td> <td>市</td> <td>本部事務局、総務部、<u>建設水道部</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係機関</td> <td>県、北はりま消防本部、西脇警察署</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係団体</td> <td>事故責任者、消防団</td> </tr> </table> <p>危険物（石油等）の保安及び応急対策について定める。</p> <p>1 略</p> <p>2 関係機関</p> <p>関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。</p> <p>(1)～(8)</p> <p>(9) 給水</p> <p>市（<u>建設水道部</u>）は、断水発生等必要に応じ飲料水を供給する。</p> <p>(10) 市民救済対策</p> <p>企業、県、市その他関係機関は、合同して市民の救済対策を講じることとする。なお、</p> <p>被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによることとする。</p> <p>(11) 水質汚染対策</p> <p>河川に危険物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、市に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。</p> <p>市（<u>建設水道部</u>）は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。</p> <p>(12) 略</p>	担当	市	本部事務局、総務部、 <u>建設水道部</u>		関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署		関係団体	事故責任者、消防団	大規模 2章 2節 第1 414項	<p>第5編 災害応急対策計画（大規模事故災害等対策偏）</p> <p>第2章 個別対策</p> <p>第2節 危険物事故災害応急対策</p> <p>第1 危険物事故応急対策</p> <table border="1" data-bbox="1200 347 2074 499"> <tr> <td>担当</td> <td>市</td> <td>本部事務局、総務部、<u>上下水道部</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係機関</td> <td>県、北はりま消防本部、西脇警察署</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係団体</td> <td>事故責任者、消防団</td> </tr> </table> <p>危険物（石油等）の保安及び応急対策について定める。</p> <p>1 略</p> <p>2 関係機関</p> <p>関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。</p> <p>(1)～(8)</p> <p>(9) 給水</p> <p>市（<u>上下水道部</u>）は、断水発生等必要に応じ飲料水を供給する。</p> <p>(10) 市民救済対策</p> <p>企業、県、市その他関係機関は、合同して市民の救済対策を講じることとする。なお、</p> <p>被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによることとする。</p> <p>(11) 水質汚染対策</p> <p>河川に危険物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、市に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。</p> <p>市（<u>上下水道部</u>）は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。</p> <p>(12) 略</p>	担当	市	本部事務局、総務部、 <u>上下水道部</u>		関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署		関係団体	事故責任者、消防団
担当	市	本部事務局、総務部、 <u>建設水道部</u>																			
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署																			
	関係団体	事故責任者、消防団																			
担当	市	本部事務局、総務部、 <u>上下水道部</u>																			
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署																			
	関係団体	事故責任者、消防団																			

頁	改 正 後	頁	現 行																																			
資料 2項	資料編	資料 2頁	資料編																																			
	1 条例関係 1-2 西脇市防災会議構成委員名簿 ■西脇市防災会議委員名簿		1 条例関係 1-2 西脇市防災会議構成委員名簿 ■西脇市防災会議委員名簿																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">職名</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>関西電力(株)送配電カンパニー姫路電力本部社 配電営業所長</td> <td style="text-align: center;">任 命</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>西脇市婦人防火クラブ会長</td> <td style="text-align: center;">任 命</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>西脇市新庁舎建設担当理事</td> <td style="text-align: center;">指 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>西脇市建設水道部長</td> <td style="text-align: center;">指 名</td> </tr> </tbody> </table>		職名	備考	〃	関西電力(株)送配電カンパニー姫路電力本部社 配電営業所長	任 命	〃	西脇市婦人防火クラブ会長	任 命	〃	西脇市新庁舎建設担当理事	指 名		(削除)		〃	西脇市建設水道部長	指 名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">職名</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>関西電力(株)姫路支社社担当部長</td> <td style="text-align: center;">任 命</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>_____</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>_____</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>西脇市都市整備部長</td> <td style="text-align: center;">指 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>西脇市上下水道部長</td> <td style="text-align: center;">指 名</td> </tr> </tbody> </table>		職名	備考	〃	関西電力(株)姫路支社社担当部長	任 命	—	_____	—	—	_____	—	〃	西脇市都市整備部長	指 名	〃	西脇市上下水道部長	指 名
	職名	備考																																				
〃	関西電力(株)送配電カンパニー姫路電力本部社 配電営業所長	任 命																																				
〃	西脇市婦人防火クラブ会長	任 命																																				
〃	西脇市新庁舎建設担当理事	指 名																																				
	(削除)																																					
〃	西脇市建設水道部長	指 名																																				
	職名	備考																																				
〃	関西電力(株)姫路支社社担当部長	任 命																																				
—	_____	—																																				
—	_____	—																																				
〃	西脇市都市整備部長	指 名																																				
〃	西脇市上下水道部長	指 名																																				
資料 7頁	1-6 西脇市水防協議会委員名簿 ■西脇市水防協議会委員名簿	資料 7頁	1-6 西脇市水防協議会委員名簿 ■西脇市水防協議会委員名簿																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">職名</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">委員</td> <td>西脇税務署長</td> <td style="text-align: center;">委 嘱</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>西脇市新庁舎建設担当理事</td> <td style="text-align: center;">任 命</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>西脇市建設水道部長</td> <td style="text-align: center;">任 命</td> </tr> </tbody> </table>		職名	備考	委員	西脇税務署長	委 嘱	〃	西脇市新庁舎建設担当理事	任 命		(削除)		〃	西脇市建設水道部長	任 命	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">職名</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>_____</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>_____</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>西脇市都市整備部長</td> <td style="text-align: center;">任 命</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>西脇市上下水道部長</td> <td style="text-align: center;">任 命</td> </tr> </tbody> </table>		職名	備考	—	_____	—	—	_____	—	〃	西脇市都市整備部長	任 命	〃	西脇市上下水道部長	任 命						
	職名	備考																																				
委員	西脇税務署長	委 嘱																																				
〃	西脇市新庁舎建設担当理事	任 命																																				
	(削除)																																					
〃	西脇市建設水道部長	任 命																																				
	職名	備考																																				
—	_____	—																																				
—	_____	—																																				
〃	西脇市都市整備部長	任 命																																				
〃	西脇市上下水道部長	任 命																																				

頁	改正後	頁	現行																																																																																																												
資料 13項	<p>2 災害危険箇所関係</p> <p>2-3 特定ため池一覧（兵庫県農政環境部所管）</p> <p>(1) <u>特定ため池</u></p> <p>(2) <u>ため池</u></p> <p>【特定ため池、ため池一覧については、別紙資料6～9項に記載】</p>	資料 13項	<p>2 災害危険箇所関係</p> <p>2-3 警戒ため池一覧（兵庫県農政環境部所管）</p> <p>(1) <u>警戒ため池（特に警戒を要するため池）</u></p> <p>表 略</p> <p>(2) <u>ため池（特に警戒を要するため池を含む。）</u></p> <p>表 略</p>																																																																																																												
資料 18項	<p>2-4 土石流危険渓流等箇所一覧（兵庫県県土整備部所管）</p> <p>土石流危険渓流等箇所 <u>112</u>箇所</p> <p>(1) 危険渓流 I（<u>83</u>箇所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">溪流名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="3">溪流概要</th> </tr> <tr> <th>溪流長 (m)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>勾配 (度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野間川</td> <td>岩礼谷川</td> <td>岡崎町</td> <td>720</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>出合川</td> <td>右支溪第一</td> <td>出合町</td> <td>364</td> <td>26</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>出合川</td> <td>出合川 1</td> <td>出合町</td> <td>203</td> <td>7</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>門柳川</td> <td>村中間谷</td> <td>門柳</td> <td>102</td> <td>1</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 危険渓流 II（<u>29</u>箇所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">溪流名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="3">溪流概要</th> </tr> <tr> <th>溪流長 (m)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>勾配 (度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>畑谷川</td> <td>アイノハブ谷川</td> <td>住吉町</td> <td>226</td> <td>6</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>門柳川</td> <td>右支溪第一</td> <td>門柳</td> <td>63</td> <td>1</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	溪流名	所在地	溪流概要			溪流長 (m)	面積 (ha)	勾配 (度)	野間川	岩礼谷川	岡崎町	720	2	8	出合川	右支溪第一	出合町	364	26	9	出合川	出合川 1	出合町	203	7	16	門柳川	村中間谷	門柳	102	1	11	河川名	溪流名	所在地	溪流概要			溪流長 (m)	面積 (ha)	勾配 (度)	畑谷川	アイノハブ谷川	住吉町	226	6	17	門柳川	右支溪第一	門柳	63	1	25	資料 18項	<p>2-4 土石流危険渓流等箇所一覧（兵庫県県土整備部所管）</p> <p>土石流危険渓流等箇所 <u>108</u>箇所</p> <p>(1) 危険渓流 I（<u>79</u>箇所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">溪流名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="3">溪流概要</th> </tr> <tr> <th>溪流長 (m)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>勾配 (度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 危険渓流 II（<u>27</u>箇所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">溪流名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="3">溪流概要</th> </tr> <tr> <th>溪流長 (m)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>勾配 (度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	溪流名	所在地	溪流概要			溪流長 (m)	面積 (ha)	勾配 (度)	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	河川名	溪流名	所在地	溪流概要			溪流長 (m)	面積 (ha)	勾配 (度)	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
河川名	溪流名				所在地	溪流概要																																																																																																									
		溪流長 (m)	面積 (ha)	勾配 (度)																																																																																																											
野間川	岩礼谷川	岡崎町	720	2	8																																																																																																										
出合川	右支溪第一	出合町	364	26	9																																																																																																										
出合川	出合川 1	出合町	203	7	16																																																																																																										
門柳川	村中間谷	門柳	102	1	11																																																																																																										
河川名	溪流名	所在地	溪流概要																																																																																																												
			溪流長 (m)	面積 (ha)	勾配 (度)																																																																																																										
畑谷川	アイノハブ谷川	住吉町	226	6	17																																																																																																										
門柳川	右支溪第一	門柳	63	1	25																																																																																																										
河川名	溪流名	所在地	溪流概要																																																																																																												
			溪流長 (m)	面積 (ha)	勾配 (度)																																																																																																										
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																																																										
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																																																										
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																																																										
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																																																										
河川名	溪流名	所在地	溪流概要																																																																																																												
			溪流長 (m)	面積 (ha)	勾配 (度)																																																																																																										
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																																																										
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																																																										

頁	改正後							
資料 21項	2-5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧（兵庫県県土整備部所管）							
	(1) 崩壊危険箇所Ⅰ 59箇所（自然斜面50、人工斜面9）							
	※ 人家が5戸以上、5戸未満であっても公共施設がある場合							
	斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
				大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)
	自然	I-49	大木	大木町		60	160	60
		I-50	塚口	塚口町		37	45	15
	人工	I-6	富吉南	富吉南町		50	115	30
		I-7	前坂	前坂		60	170	62
		I-8	上野	上野		30	150	100
		I-9	板波	板波町		40	310	110
	(2) 崩壊危険箇所Ⅱ 52箇所							
	※ 人家が1～4戸							
	斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
				大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)
	自然	Ⅱ-47	岡崎	岡崎町		50	20	30
		Ⅱ-48	住吉B	住吉町		60	170	105
		Ⅱ-49	大木B	大木町		40	200	60
		Ⅱ-50	上比延	上比延町		33	80	80
		Ⅱ-51	門柳C	門柳		60	300	50
		Ⅱ-52	門柳D	門柳		60	290	52

頁	現行							
資料 21項	2-5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧（兵庫県県土整備部所管）							
	(1) 崩壊危険箇所Ⅰ 53箇所（自然斜面48、人工斜面5）							
	※ 人家が5戸以上、5戸未満であっても公共施設がある場合							
	斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
				大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)
	自然	_____	_____	_____		_____	_____	_____
		_____	_____	_____		_____	_____	_____
	人工	_____	_____	_____		_____	_____	_____
		_____	_____	_____		_____	_____	_____
		_____	_____	_____		_____	_____	_____
		_____	_____	_____		_____	_____	_____
	(2) 崩壊危険箇所Ⅱ 46箇所							
	※ 人家が1～4戸							
	斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
				大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)
	自然	_____	_____	_____		_____	_____	_____
		_____	_____	_____		_____	_____	_____
		_____	_____	_____		_____	_____	_____
		_____	_____	_____		_____	_____	_____
		_____	_____	_____		_____	_____	_____
		_____	_____	_____		_____	_____	_____

頁	改正後						頁	現行																																																																																																																																																															
	(3) 崩壊危険箇所Ⅲ (45箇所) ※ 人家はないが、将来立地する可能性のある箇所							(3) 崩壊危険箇所Ⅲ (36箇所) ※ 人家はないが、将来立地する可能性のある箇所																																																																																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">斜面</th> <th rowspan="2">箇所番号</th> <th rowspan="2">箇所名</th> <th colspan="2">位置</th> <th colspan="3">地形</th> </tr> <tr> <th>大字</th> <th>小字</th> <th>傾斜度 (度)</th> <th>長さ (m)</th> <th>高さ (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">自然</td> <td>Ⅲ-37</td> <td>郷瀬(2)</td> <td colspan="2">郷瀬町</td> <td>32</td> <td>160</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-38</td> <td>出会(1)</td> <td colspan="2">出会町</td> <td>30</td> <td>320</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-39</td> <td>出会(3)</td> <td colspan="2">出会町</td> <td>30</td> <td>230</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-40</td> <td>合山(3)</td> <td colspan="2">合山町</td> <td>37</td> <td>110</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-41</td> <td>明楽寺</td> <td colspan="2">明楽寺町</td> <td>31</td> <td>120</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-42</td> <td>石原(2)</td> <td colspan="2">石原</td> <td>40</td> <td>240</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-43</td> <td>石原(3)</td> <td colspan="2">石原</td> <td>30</td> <td>320</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-44</td> <td>松尾原(2)</td> <td colspan="2">門柳松尾原</td> <td>31</td> <td>270</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ-45</td> <td>大笹新田(1)</td> <td colspan="2">門柳大笹新田</td> <td>38</td> <td>330</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>						斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形			大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)	自然	Ⅲ-37	郷瀬(2)	郷瀬町		32	160	74	Ⅲ-38	出会(1)	出会町		30	320	90	Ⅲ-39	出会(3)	出会町		30	230	86	Ⅲ-40	合山(3)	合山町		37	110	80	Ⅲ-41	明楽寺	明楽寺町		31	120	80	Ⅲ-42	石原(2)	石原		40	240	50	Ⅲ-43	石原(3)	石原		30	320	80	Ⅲ-44	松尾原(2)	門柳松尾原		31	270	80	Ⅲ-45	大笹新田(1)	門柳大笹新田		38	330	70		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">斜面</th> <th rowspan="2">箇所番号</th> <th rowspan="2">箇所名</th> <th colspan="2">位置</th> <th colspan="3">地形</th> </tr> <tr> <th>大字</th> <th>小字</th> <th>傾斜度 (度)</th> <th>長さ (m)</th> <th>高さ (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">自然</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td colspan="2">_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td colspan="2">_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td colspan="2">_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td colspan="2">_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td colspan="2">_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td colspan="2">_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td colspan="2">_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td colspan="2">_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td colspan="2">_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>						斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形			大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)	自然	_____	_____	_____		_____	_____	_____	_____	_____	_____		_____	_____	_____	_____	_____	_____		_____	_____	_____	_____	_____	_____		_____	_____	_____	_____	_____	_____		_____	_____	_____	_____	_____	_____		_____	_____	_____	_____	_____	_____		_____	_____	_____	_____	_____	_____		_____	_____	_____	_____	_____	_____		_____	_____	_____
斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形																																																																																																																																																																		
			大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)																																																																																																																																																																
自然	Ⅲ-37	郷瀬(2)	郷瀬町		32	160	74																																																																																																																																																																
	Ⅲ-38	出会(1)	出会町		30	320	90																																																																																																																																																																
	Ⅲ-39	出会(3)	出会町		30	230	86																																																																																																																																																																
	Ⅲ-40	合山(3)	合山町		37	110	80																																																																																																																																																																
	Ⅲ-41	明楽寺	明楽寺町		31	120	80																																																																																																																																																																
	Ⅲ-42	石原(2)	石原		40	240	50																																																																																																																																																																
	Ⅲ-43	石原(3)	石原		30	320	80																																																																																																																																																																
	Ⅲ-44	松尾原(2)	門柳松尾原		31	270	80																																																																																																																																																																
	Ⅲ-45	大笹新田(1)	門柳大笹新田		38	330	70																																																																																																																																																																
斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形																																																																																																																																																																		
			大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)																																																																																																																																																																
自然	_____	_____	_____		_____	_____	_____																																																																																																																																																																
	_____	_____	_____		_____	_____	_____																																																																																																																																																																
	_____	_____	_____		_____	_____	_____																																																																																																																																																																
	_____	_____	_____		_____	_____	_____																																																																																																																																																																
	_____	_____	_____		_____	_____	_____																																																																																																																																																																
	_____	_____	_____		_____	_____	_____																																																																																																																																																																
	_____	_____	_____		_____	_____	_____																																																																																																																																																																
	_____	_____	_____		_____	_____	_____																																																																																																																																																																
	_____	_____	_____		_____	_____	_____																																																																																																																																																																

頁	改正後	
資料 31項	2-11 危険物施設数一覧 ■危険物施設数一覧	
	区分	数
	製造所	0
貯蔵所	屋内貯蔵所	<u>28</u>
	屋外タンク貯蔵所	<u>31</u>
	屋内タンク貯蔵所	<u>13</u>
	地下タンク貯蔵所	<u>17</u>
	移動タンク貯蔵所	<u>10</u>
	屋外貯蔵所	<u>2</u>
	小計	<u>101</u>
取扱所	給油取扱所	<u>31</u>
	一般取扱所	<u>21</u>
	販売取扱所	2
	小計	<u>54</u>
総数		<u>155</u>
2-12 高圧ガス製造事業所数等一覧 ■高圧ガス製造事業所数等一覧		
	区分	数
	高圧ガス製造所	<u>1</u>
	高圧ガス消費許可事業所	<u>0</u>
	LPガス販売許可事業所	<u>18</u>
	LPガス消費許可事業所	<u>12</u>
	圧縮アセチレンガス取扱事業所	<u>101</u>
	液化アンモニアガス取扱事業所	<u>0</u>

頁	現行		
資料 31項	2-11 危険物施設数一覧 ■危険物施設数一覧		
	区分	数	
	製造所	0	
貯蔵所	屋内貯蔵所	<u>34</u>	
	屋外タンク貯蔵所	<u>38</u>	
	屋内タンク貯蔵所	<u>20</u>	
	地下タンク貯蔵所	<u>25</u>	
	移動タンク貯蔵所	<u>16</u>	
	屋外貯蔵所	<u>1</u>	
	小計	<u>134</u>	
取扱所	給油取扱所	営業	19
		自家用	14
	一般取扱所	<u>27</u>	
	販売取扱所	2	
	小計	<u>62</u>	
総数		<u>196</u>	
2-12 高圧ガス製造事業所数等一覧 ■高圧ガス製造事業所数等一覧			
	区分	数	
	高圧ガス製造所	<u>4</u>	
	高圧ガス消費許可事業所	<u>7</u>	
	LPガス販売許可事業所	<u>23</u>	
	LPガス消費許可事業所	<u>16</u>	
	圧縮アセチレンガス取扱事業所	<u>3</u>	
	液化アンモニアガス取扱事業所	<u>3</u>	

頁	改正後				頁	現 行					
資料 32項	2-13 西脇市の災害				資料 32項	2-13 西脇市の災害					
	■風水害被害関係 (昭和38年～平成30年)					■風水害被害関係 (昭和38年～平成27年)					
	No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況		備考	No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考
	68	H29. 9. 17-18	集中豪雨	床下浸水6棟 非住家浸水2棟		①雨量 (mm) 102 (西脇) 106 (西脇気象庁) 99 (船町) 111 (中畑) 114 (杉原) 111 (加美) 83 (中町) 99 (八千代) 112 (下野間) ②最高水位 船町2.79m (18日 2:10) 上戸田2.30m (18日 2:30) 西脇3.42m (17日 23:50) 下野間3.02m (17日 22:30) 板波4.07m (18日 2:40) ③災害警戒本部設置 (9/1715:00) ④避難所事前開設 (9/1717:30) 自主避難20人避難					
69	H29. 10. 22-23	台風第21号	床下浸水1棟 一部損壊15棟 倒木66箇所 通行止め11路線	①雨量 (mm) 119 (西脇) 158 (西脇気象庁) 189 (船町) 194 (中畑) 186 (杉原) 185 (加美) 145 (中町) 142 (八千代) 121 (下野間) ②最高水位 船町3.77m (23日 2:10) 上戸田4.54m (23日 2:30) 西脇2.91m (23日 23:50) 下野間1.82m (22日 22:30) 板波5.19m (23日 2:40) ③災害対策本部設置 (10/2218:30)							
70	H30. 7. 5-8	平成30年7月豪雨	床上浸水13棟 床下浸水31棟 非住家浸水18棟 水田冠水55ha 農地法面崩壊1箇所 通行止め13箇所 河川被害8箇所 井堰被害1箇所	①雨量 (mm) 357 (西脇) 331 (西脇気象庁) 363 (船町) 332 (中畑) 447 (杉原) 413 (加美) 406 (中町) 388 (八千代) 418 (下野間) ②最高水位 船町4.09m (7日 11:10) 上戸田4.84m (7日 10:50) 西脇4.23m (7日 3:10) 下野間2.98m (7日 2:20)							

頁		改正後				頁		現行			
					板波5.63m (7日11:50) ③災害対策本部設置 (7/71:15) ④避難勧告(杉原川流域) (7/72:00) 避難勧告(加古川流域) (7/710:55) 237人避難						
71	H30.8.23-24	台風第20号	一部損壊3棟 水田冠水40ha 通行止め8箇所 公的施設被害15件	①雨量(mm) 85(西脇)105(西脇気象庁) 115(船町)115(中畑) 76(杉原)70(加美) 84(中町)104(八千代) 104(下野間) ②最高水位 船町3.77m(23日2:10) 上戸田4.54m(23日2:30) 西脇2.91m(23日23:50) 下野間1.82m(22日22:30) 板波5.19m(23日2:40) ③災害警戒本部設置 (8/2315:30) ④避難準備・高齢者等避難開始 (8/2319:30) 62人避難							

頁	改正後	頁	現行																																																
資料 43項	<p>3 情報収集伝達・広報関係</p> <p>3-1 防災関係機関の連絡先一覧</p> <p>■ 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北播磨 県民局</td> <td>加東市社字西柿1075-2</td> <td>0795-42- 5111(代)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>播磨東教育 事務所</td> <td>加古川市加古川町寺家町 天神木97-1</td> <td>079-421- 1101</td> <td>079-425- 4924</td> </tr> <tr> <td>兵庫県消防防災 航空隊</td> <td>神戸市中央区神戸空港 8-12</td> <td>078-303- 1192</td> <td>078-302- 8119</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力株式会社 送配電カンパニー 兵庫支社</td> <td>姫路市十二所前町 117</td> <td>0800-777- 3081</td> <td>079-227- 0615</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	北播磨 県民局	加東市社字西柿1075-2	0795-42- 5111(代)		播磨東教育 事務所	加古川市加古川町寺家町 天神木97-1	079-421- 1101	079-425- 4924	兵庫県消防防災 航空隊	神戸市中央区神戸空港 8-12	078-303- 1192	078-302- 8119	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	関西電力株式会社 送配電カンパニー 兵庫支社	姫路市十二所前町 117	0800-777- 3081	079-227- 0615	資料 42項	<p>3 情報収集伝達・広報関係</p> <p>3-1 防災関係機関の連絡先一覧</p> <p>■ 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北播磨 県民局</td> <td>加東市社字西柿1075-2</td> <td>0795-42- 5111(代)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>播磨東教育 事務所 加東教育 振興室</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>0795-42- 9443</td> <td>0795-43- 0701</td> </tr> <tr> <td>兵庫県消防防災 航空隊</td> <td>神戸市中央区港島中町 8-1</td> <td>078-303- 1192</td> <td>078-302- 8119</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>F A X 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力株式会社 (社営業所)</td> <td>加東市社1446-1</td> <td>0800-777- 8085</td> <td>0795-42- 8444</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	北播磨 県民局	加東市社字西柿1075-2	0795-42- 5111(代)		播磨東教育 事務所 加東教育 振興室	〃	0795-42- 9443	0795-43- 0701	兵庫県消防防災 航空隊	神戸市中央区港島中町 8-1	078-303- 1192	078-302- 8119	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号	関西電力株式会社 (社営業所)	加東市社1446-1	0800-777- 8085	0795-42- 8444
機関名	所在地	電話番号	F A X 番号																																																
北播磨 県民局	加東市社字西柿1075-2	0795-42- 5111(代)																																																	
播磨東教育 事務所	加古川市加古川町寺家町 天神木97-1	079-421- 1101	079-425- 4924																																																
兵庫県消防防災 航空隊	神戸市中央区神戸空港 8-12	078-303- 1192	078-302- 8119																																																
機関名	所在地	電話番号	F A X 番号																																																
関西電力株式会社 送配電カンパニー 兵庫支社	姫路市十二所前町 117	0800-777- 3081	079-227- 0615																																																
機関名	所在地	電話番号	F A X 番号																																																
北播磨 県民局	加東市社字西柿1075-2	0795-42- 5111(代)																																																	
播磨東教育 事務所 加東教育 振興室	〃	0795-42- 9443	0795-43- 0701																																																
兵庫県消防防災 航空隊	神戸市中央区港島中町 8-1	078-303- 1192	078-302- 8119																																																
機関名	所在地	電話番号	F A X 番号																																																
関西電力株式会社 (社営業所)	加東市社1446-1	0800-777- 8085	0795-42- 8444																																																

頁	改正後	頁	現行
資料 208 項	9 福祉関係 9-1 災害時要援護者施設一覧（浸水想定区域ほか記載あり） 【施設一覧については、別紙資料32～36項に記載】	資料 187 項	9 福祉関係 9-1 災害時要援護者施設一覧（浸水想定区域ほか記載あり）
資料 215 項	11 災害救助法関係 11-1 災害救助法による救助の基準 【基準については、別紙資料37～39項に記載】	資料 193 項	11 災害救助法関係 11-1 災害救助法による救助の基準 表 略

頁	改正後	頁	現行																										
資料 227 項	<p>12 復旧・復興関係 12-5 住宅の耐震事業制度 1 <u>西脇市住宅耐震化促進事業</u></p> <table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>住宅耐震改修計画策定費補助事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>補助対象住宅を所有する者</td> </tr> <tr> <td>補助対象住宅</td> <td>1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 1 / 2 未満のものに限る。以下同じ。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>補助対象住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>補助金の額</td> <td>実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する経費に 6 分の 5 を乗じて得た額又は 25 万円のいずれか低い額（1,000 円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、33,000 円を限度とする。</td> </tr> </table>	補助事業名	住宅耐震改修計画策定費補助事業		(削除)	補助対象者	補助対象住宅を所有する者	補助対象住宅	1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 1 / 2 未満のものに限る。以下同じ。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅	補助対象経費	補助対象住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費		(削除)	補助金の額	実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する経費に 6 分の 5 を乗じて得た額又は 25 万円のいずれか低い額（1,000 円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、33,000 円を限度とする。	資料 205 項	<p>12 復旧・復興関係 12-5 住宅の耐震事業制度 1 <u>わが家の耐震改修促進事業</u></p> <table border="1"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>住宅耐震改修計画策定費補助</td> </tr> <tr> <td>補助事業の目的</td> <td>耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。</td> </tr> <tr> <td>補助事業の対象となる住宅</td> <td>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅で、耐震診断（建築士等による耐震診断）の結果が、「耐震性が劣る。」と認められたもの</td> </tr> <tr> <td>補助事業の対象となる費用</td> <td>耐震診断と耐震改修計画策定費（工事費見積もりを含む。）に要する費用※いわゆる設計費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>2 / 3（国：県 = 1 / 3 : 1 / 3）</td> </tr> <tr> <td>補助金の額</td> <td>戸建て住宅：20 万円、共同住宅：12 万円 / 戸又は実際にかかった費用のうち低い方</td> </tr> </table>	補助事業名	住宅耐震改修計画策定費補助	補助事業の目的	耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。	補助事業の対象となる住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅で、耐震診断（建築士等による耐震診断）の結果が、「耐震性が劣る。」と認められたもの	補助事業の対象となる費用	耐震診断と耐震改修計画策定費（工事費見積もりを含む。）に要する費用※いわゆる設計費	補助率	2 / 3（国：県 = 1 / 3 : 1 / 3）	補助金の額	戸建て住宅：20 万円、共同住宅：12 万円 / 戸又は実際にかかった費用のうち低い方
補助事業名	住宅耐震改修計画策定費補助事業																												
	(削除)																												
補助対象者	補助対象住宅を所有する者																												
補助対象住宅	1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 1 / 2 未満のものに限る。以下同じ。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅																												
補助対象経費	補助対象住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費																												
	(削除)																												
補助金の額	実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する経費に 6 分の 5 を乗じて得た額又は 25 万円のいずれか低い額（1,000 円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、33,000 円を限度とする。																												
補助事業名	住宅耐震改修計画策定費補助																												
補助事業の目的	耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。																												
補助事業の対象となる住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅で、耐震診断（建築士等による耐震診断）の結果が、「耐震性が劣る。」と認められたもの																												
補助事業の対象となる費用	耐震診断と耐震改修計画策定費（工事費見積もりを含む。）に要する費用※いわゆる設計費																												
補助率	2 / 3（国：県 = 1 / 3 : 1 / 3）																												
補助金の額	戸建て住宅：20 万円、共同住宅：12 万円 / 戸又は実際にかかった費用のうち低い方																												

頁	改 正 後	頁	現 行																
	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>補助対象事業の要件</u></td> <td> <p>1 <u>策定される住宅耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることを確認できること。</u></p> <p>2 <u>耐震診断及び策定される耐震改修計画が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する建築士で同法第 23 条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務している者が行うものであること。ただし、登録が不要である場合にあつては、この限りでない。</u></p> </td> </tr> </table>	<u>補助対象事業の要件</u>	<p>1 <u>策定される住宅耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることを確認できること。</u></p> <p>2 <u>耐震診断及び策定される耐震改修計画が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する建築士で同法第 23 条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務している者が行うものであること。ただし、登録が不要である場合にあつては、この限りでない。</u></p>		<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td></td> </tr> </table>														
<u>補助対象事業の要件</u>	<p>1 <u>策定される住宅耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることを確認できること。</u></p> <p>2 <u>耐震診断及び策定される耐震改修計画が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する建築士で同法第 23 条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務している者が行うものであること。ただし、登録が不要である場合にあつては、この限りでない。</u></p>																		
	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">補助事業名</td> <td><u>簡易耐震改修工事費補助事業</u></td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td> <p>1 <u>補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人）</u></p> <p>2 <u>所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が 1,420 万円）以下の者</u></p> </td> </tr> <tr> <td>補助対象住宅</td> <td> <p>1 <u>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）</u></p> <p>2 <u>兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅</u></p> </td> </tr> </table>	補助事業名	<u>簡易耐震改修工事費補助事業</u>	<u>(削除)</u>		補助対象者	<p>1 <u>補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人）</u></p> <p>2 <u>所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が 1,420 万円）以下の者</u></p>	補助対象住宅	<p>1 <u>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）</u></p> <p>2 <u>兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅</u></p>		<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">補助事業名</td> <td><u>住宅耐震改修工事費補助</u></td> </tr> <tr> <td>補助事業の目的</td> <td><u>耐震改修工事を行う県民に対し、耐震改修工事費に応じて一定額を補助する。</u></td> </tr> <tr> <td>補助事業となる対象者</td> <td><u>所得が 1,200 万円以下の県民で、対象住宅を所有する者</u></td> </tr> <tr> <td>補助事業の対象となる住宅</td> <td> <p>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅で、<u>耐震診断（建築士等による耐震診断）の結果が、「耐震性が劣る」と認められたもの</u></p> </td> </tr> </table>	補助事業名	<u>住宅耐震改修工事費補助</u>	補助事業の目的	<u>耐震改修工事を行う県民に対し、耐震改修工事費に応じて一定額を補助する。</u>	補助事業となる対象者	<u>所得が 1,200 万円以下の県民で、対象住宅を所有する者</u>	補助事業の対象となる住宅	<p>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅で、<u>耐震診断（建築士等による耐震診断）の結果が、「耐震性が劣る」と認められたもの</u></p>
補助事業名	<u>簡易耐震改修工事費補助事業</u>																		
<u>(削除)</u>																			
補助対象者	<p>1 <u>補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人）</u></p> <p>2 <u>所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が 1,420 万円）以下の者</u></p>																		
補助対象住宅	<p>1 <u>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）</u></p> <p>2 <u>兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅</u></p>																		
補助事業名	<u>住宅耐震改修工事費補助</u>																		
補助事業の目的	<u>耐震改修工事を行う県民に対し、耐震改修工事費に応じて一定額を補助する。</u>																		
補助事業となる対象者	<u>所得が 1,200 万円以下の県民で、対象住宅を所有する者</u>																		
補助事業の対象となる住宅	<p>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅で、<u>耐震診断（建築士等による耐震診断）の結果が、「耐震性が劣る」と認められたもの</u></p>																		

改 正 後		現 行	
補助対象経費	補助対象者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が 50 万円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を受けた住宅にあっては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。		
(削除)		事業となる対象工事	耐震性向上のために行う、基礎、柱、はり、耐力壁及び筋かいの補強等の工事（ただし、耐震改修後の耐震診断結果が「安全」となるものに限る。）
補助金の額	50 万円。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 以上又は構造耐震指標（Is）が 0.3 以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあつては、33,000 円（定額）とする。	補助金の額	戸建て住宅：80 万円、共同住宅：40 万円／戸又は実際にかかった費用のうち低い方
補助対象事業の要件	<p>1 耐震改修の結果、上部構造評点が 0.7 以上若しくは構造耐震指標（Is）が 0.3 以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が 0.7 以上若しくは構造耐震指標（Is）が 0.3 以上であることが確認できること。</p> <p>2 補助事業の対象となる耐震改修工事は兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、工事实績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。</p>		

改 正 後		現 行	
補助事業名	建替工事費補助事業		
補助対象者	<p>1 補助対象住宅（除却する住宅）を所有する兵庫県民（個人又はその所有者に準ずると認める者）</p> <p>2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が 1,420 万円）以下の者</p>		
補助対象住宅	<p>1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）</p> <p>2 自己の居住の用に供する住宅</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度に加入する住宅</p>		
補助対象経費	補助対象者が実施する建替工事（総額が 100 万円以上のものに限る。）に要する経費		
補助金の額	100 万円。ただし、兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあつては、過去に受けた補助金の額を控除する。		

頁	改正後	頁	現 行																
	<p>2 <u>西脇市簡易耐震診断推進事業</u></p> <hr/> <table border="1" data-bbox="147 280 1039 1273"> <tr> <td data-bbox="147 280 322 323">補助事業名</td> <td data-bbox="322 280 1039 323"><u>西脇市簡易耐震診断推進事業</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 323 322 496"></td> <td data-bbox="322 323 1039 496"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 496 322 1273">対象住宅</td> <td data-bbox="322 496 1039 1273"> <p>1 <u>昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する建築確認を受けて建築されたこと（建築時期に都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であった場合を含む。）。</u></p> <p>2 <u>延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されていること。</u></p> <p>3 <u>次に掲げる工法以外の方法により建築されたこと。</u></p> <p>(1) <u>枠組壁工法</u></p> <p>(2) <u>丸太組工法</u></p> <p>(3) <u>建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条に規定する認定工法</u></p> <p>(4) <u>建築基準法に適合していること（市長が特に必要と認める場合を除く。）。</u></p> <p>(5) <u>市が過去に実施した耐震診断事業の適用を受けていないこと。</u></p> </td> </tr> </table>	補助事業名	<u>西脇市簡易耐震診断推進事業</u>		<u>(削除)</u>	対象住宅	<p>1 <u>昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する建築確認を受けて建築されたこと（建築時期に都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であった場合を含む。）。</u></p> <p>2 <u>延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されていること。</u></p> <p>3 <u>次に掲げる工法以外の方法により建築されたこと。</u></p> <p>(1) <u>枠組壁工法</u></p> <p>(2) <u>丸太組工法</u></p> <p>(3) <u>建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条に規定する認定工法</u></p> <p>(4) <u>建築基準法に適合していること（市長が特に必要と認める場合を除く。）。</u></p> <p>(5) <u>市が過去に実施した耐震診断事業の適用を受けていないこと。</u></p>		<p>2 <u>兵庫県「簡易耐震診断推進事業」県土整備部補助要綱別表（第 2 条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 280 2056 1273"> <tr> <td data-bbox="1173 280 1348 323">補助事業名</td> <td data-bbox="1348 280 2056 323"><u>簡易耐震診断推進事業</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 323 1348 496">補助事業の目的</td> <td data-bbox="1348 323 2056 496"><u>兵庫県内に存する民間住宅の所有者の求めに応じて、耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する市及び町に対し、県が必要な補助を行うことにより、既存民間住宅の耐震診断を推進することを目的とする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 496 1348 882">補助事業の対象となる者</td> <td data-bbox="1348 496 2056 882"><u>民間住宅の耐震診断の実施に要する経費の一部を負担する市及び町</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 882 1348 1225">補助事業の対象となる経費</td> <td data-bbox="1348 882 2056 1225"><u>民間住宅の耐震診断の実施に要する経費から住宅所有者が負担する費用を差し引いたもの</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1225 1348 1273">補助率</td> <td data-bbox="1348 1225 2056 1273"><u>1 / 4 以内</u></td> </tr> </table>	補助事業名	<u>簡易耐震診断推進事業</u>	補助事業の目的	<u>兵庫県内に存する民間住宅の所有者の求めに応じて、耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する市及び町に対し、県が必要な補助を行うことにより、既存民間住宅の耐震診断を推進することを目的とする。</u>	補助事業の対象となる者	<u>民間住宅の耐震診断の実施に要する経費の一部を負担する市及び町</u>	補助事業の対象となる経費	<u>民間住宅の耐震診断の実施に要する経費から住宅所有者が負担する費用を差し引いたもの</u>	補助率	<u>1 / 4 以内</u>
補助事業名	<u>西脇市簡易耐震診断推進事業</u>																		
	<u>(削除)</u>																		
対象住宅	<p>1 <u>昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する建築確認を受けて建築されたこと（建築時期に都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であった場合を含む。）。</u></p> <p>2 <u>延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されていること。</u></p> <p>3 <u>次に掲げる工法以外の方法により建築されたこと。</u></p> <p>(1) <u>枠組壁工法</u></p> <p>(2) <u>丸太組工法</u></p> <p>(3) <u>建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条に規定する認定工法</u></p> <p>(4) <u>建築基準法に適合していること（市長が特に必要と認める場合を除く。）。</u></p> <p>(5) <u>市が過去に実施した耐震診断事業の適用を受けていないこと。</u></p>																		
補助事業名	<u>簡易耐震診断推進事業</u>																		
補助事業の目的	<u>兵庫県内に存する民間住宅の所有者の求めに応じて、耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する市及び町に対し、県が必要な補助を行うことにより、既存民間住宅の耐震診断を推進することを目的とする。</u>																		
補助事業の対象となる者	<u>民間住宅の耐震診断の実施に要する経費の一部を負担する市及び町</u>																		
補助事業の対象となる経費	<u>民間住宅の耐震診断の実施に要する経費から住宅所有者が負担する費用を差し引いたもの</u>																		
補助率	<u>1 / 4 以内</u>																		

頁	改 正 後	頁	現 行																																																																																																									
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">診断経費及び申込者負担金</td> <td colspan="2">建物・構造種別</td> <td>一棟当たり診断経費</td> <td>申込者負担金</td> </tr> <tr> <td>戸建</td> <td>木造</td> <td>31,500円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>非木造</td> <td>63,500円</td> <td>6,350円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="4">長屋住宅</td> <td rowspan="2">木造</td> <td>63,500円</td> <td>6,350円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">RC造</td> <td>1棟目</td> <td>217,000円</td> <td>21,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2棟目以降</td> <td>155,000円</td> <td>15,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">鉄骨造</td> <td>1棟目</td> <td>114,000円</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2棟目以降</td> <td>79,500円</td> <td>7,950円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="6">共同住宅</td> <td rowspan="2">木造</td> <td>63,500円</td> <td>6,350円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="3">RC造</td> <td>図面有り</td> <td>217,000円</td> <td>21,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>図面なし</td> <td>321,000円</td> <td>32,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2棟目以降</td> <td>155,000円</td> <td>15,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">鉄骨造</td> <td>1棟目</td> <td>114,000円</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2棟目以降</td> <td>79,500円</td> <td>7,950円</td> </tr> </table>	診断経費及び申込者負担金		建物・構造種別		一棟当たり診断経費	申込者負担金	戸建	木造	31,500円	0円		住宅	非木造	63,500円	6,350円			長屋住宅	木造	63,500円	6,350円			RC造	1棟目	217,000円	21,700円		2棟目以降	155,000円	15,500円		鉄骨造	1棟目	114,000円	11,400円		2棟目以降	79,500円	7,950円		共同住宅	木造	63,500円	6,350円			RC造	図面有り	217,000円	21,700円		図面なし	321,000円	32,100円		2棟目以降	155,000円	15,500円		鉄骨造	1棟目	114,000円	11,400円		2棟目以降	79,500円	7,950円		<p>補助金の額</p> <p>補助対象となる経費に補助率を乗じた額（千円未満の端数は切捨て）。ただし、下表に掲げる建て方・構造種別毎の棟当たり補助金限度額に耐震診断した各棟数を乗じた額の合計額（千円未満の端数は切捨て）を限度とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建て方・構造種別</th> <th>棟当たり補助金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建</td> <td>木造</td> <td>7,500円/棟</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>非木造</td> <td>15,000円/棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">長屋</td> <td>木造</td> <td>15,000円/棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋 コンクリート造</td> <td>1棟目</td> <td>50,000円/棟</td> </tr> <tr> <td>2棟目以降</td> <td>35,000円/棟</td> </tr> <tr> <td>鉄骨造</td> <td>1棟目</td> <td>25,000円/棟</td> </tr> <tr> <td>2棟目以降</td> <td>17,500円/棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">共同住宅</td> <td>木造</td> <td>15,000円/棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋 コンクリート造</td> <td>図面有り</td> <td>50,000円/棟</td> </tr> <tr> <td>図面なし</td> <td>75,000円/棟</td> </tr> <tr> <td>2棟目以降</td> <td>35,000円/棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄骨造</td> <td>1棟目</td> <td>25,000円/棟</td> </tr> <tr> <td>2棟目以降</td> <td>17,500円/棟</td> </tr> </tbody> </table>	建て方・構造種別		棟当たり補助金限度額	戸建	木造	7,500円/棟	住宅	非木造	15,000円/棟	長屋	木造	15,000円/棟	鉄筋 コンクリート造	1棟目	50,000円/棟	2棟目以降	35,000円/棟	鉄骨造	1棟目	25,000円/棟	2棟目以降	17,500円/棟	共同住宅	木造	15,000円/棟	鉄筋 コンクリート造	図面有り	50,000円/棟	図面なし	75,000円/棟	2棟目以降	35,000円/棟	鉄骨造	1棟目	25,000円/棟	2棟目以降	17,500円/棟
	診断経費及び申込者負担金			建物・構造種別		一棟当たり診断経費	申込者負担金																																																																																																					
戸建			木造	31,500円	0円																																																																																																							
	住宅	非木造	63,500円	6,350円																																																																																																								
	長屋住宅	木造	63,500円	6,350円																																																																																																								
			RC造	1棟目	217,000円	21,700円																																																																																																						
		2棟目以降		155,000円	15,500円																																																																																																							
		鉄骨造	1棟目	114,000円	11,400円																																																																																																							
	2棟目以降		79,500円	7,950円																																																																																																								
	共同住宅	木造	63,500円	6,350円																																																																																																								
			RC造	図面有り	217,000円	21,700円																																																																																																						
		図面なし		321,000円	32,100円																																																																																																							
		2棟目以降		155,000円	15,500円																																																																																																							
		鉄骨造	1棟目	114,000円	11,400円																																																																																																							
			2棟目以降	79,500円	7,950円																																																																																																							
建て方・構造種別		棟当たり補助金限度額																																																																																																										
戸建	木造	7,500円/棟																																																																																																										
住宅	非木造	15,000円/棟																																																																																																										
長屋	木造	15,000円/棟																																																																																																										
	鉄筋 コンクリート造	1棟目	50,000円/棟																																																																																																									
		2棟目以降	35,000円/棟																																																																																																									
	鉄骨造	1棟目	25,000円/棟																																																																																																									
2棟目以降	17,500円/棟																																																																																																											
共同住宅	木造	15,000円/棟																																																																																																										
	鉄筋 コンクリート造	図面有り	50,000円/棟																																																																																																									
		図面なし	75,000円/棟																																																																																																									
	2棟目以降	35,000円/棟																																																																																																										
鉄骨造	1棟目	25,000円/棟																																																																																																										
	2棟目以降	17,500円/棟																																																																																																										
(削除)		適用除外する条項	_____																																																																																																									
(削除)		その他の事項	_____																																																																																																									

資料
235
頁

13 文化財関係
13-1 指定文化財一覧
(1) 兵庫県指定文化財

種別		指定名称	時代など	所在地	指定・登録年月日
兵庫県指定文化財	有形文化財	莊嚴寺多宝塔本堂・三社八幡宮	正徳5年(1715)	黒田庄町黒田1589	平成12年5月2日 平成30年3月20日
	無形民俗	石上神社なまぜおさえ神事	中世起源の宮座祭祀・秋の大祭日	板波町石上神社	平成16年3月9日

(2) 西脇市指定文化財

種別		指定名称	時代など	所在地	指定・登録年月日
西脇市指定文化財	有形文化財	(削除)			
	民俗文化財	妙覚寺ワラワラ	予祝行事 1月4日	市原町 妙覚寺	昭和60年7月31日
	民俗文化財	八幡神社お笑い神事	奉納神事・秋の大祭日	下戸田 八幡神社	昭和63年6月24日

資料
213
頁

13 文化財関係
13-1 指定文化財一覧
(1) 兵庫県指定文化財

種別		指定名称	時代など	所在地	指定・登録年月日
兵庫県指定文化財	有形文化財	莊嚴寺多宝塔	正徳5年(1715)	黒田庄町黒田	平成12年5月2日
	無形民俗	石上神社なまぜおさえ神事	中世起源の宮座祭祀	板波町石上神社	平成16年3月9日

(2) 西脇市指定文化財

種別		指定名称	時代など	所在地	指定・登録年月日
西脇市指定文化財	有形文化財	本堂・三社八幡宮 附三社八幡宮棟札	江戸時代 前期	黒田庄町黒田 莊嚴寺	平成29年3月31日
	民俗文化財	妙覚寺ワラワラ	予祝行事	市原町 妙覚寺	昭和60年7月31日
	民俗文化財	八幡神社お笑い神事	奉納神事	下戸田 八幡神社	昭和63年6月24日

頁 改正後

資料
237
頁

14 自主防災関係
14-1 自主防災会等一覧
(1) 自主防災会一覧

地区	自治会名	自主防災会名	結成年度	規約
重春地区	谷町	谷町自主防災会	平成25年度	○
	和田町	和田町自主防災会	平成29年度	○
	高田井町	高田井町自主防災会	平成9年度	○
野村地区	野村地区自主防災会		平成13年度	○
	野村町7区	野村町7区町内会 自主防災会	平成13年度	○
	(削除)			
芳田地区	合山町	合山町自主防災会	平成11年度	○
	新合山	新合山町自主防災会	平成29年度	○
	出会町	出会町自主防災会	平成19年度	○

(2) 自主防災会組織率（規約を定めている組織率）

	全体(※)	組織化	組織率
西脇地区	10	10	100.0
津万地区	13	13	100.0
日野地区	12	11	91.7
重春地区	7	7	100.0
野村地区	7	7	100.0
比延地区	8	8	100.0
芳田地区	9	9	100.0
黒田庄地区	14	14	100.0
計	80	79	98.8

頁 現 行

資料
215
頁

14 自主防災関係
14-1 自主防災会等一覧
(1) 自主防災会一覧

地区	自治会名	自主防災会名	結成年度	規約
重春地区	谷町	谷町自主防災会	平成25年度	○
	和田町			
	高田井町	高田井町自主防災会	平成9年度	○
野村地区	野村地区自主防災会		平成13年度	○
	野村町7区	野村町7区町内会 自主防災会	平成13年度	○
	久留主谷	久留主谷自治会 自主防災会	平成13年度	○
芳田地区	合山町	合山町自主防災会	平成11年度	○
	新合山			
	出会町	出会町自主防災会	平成19年度	○

(2) 自主防災会組織率（規約を定めている組織率）

	全体(※)	組織化	組織率
西脇地区	10	10	100.0
津万地区	13	13	100.0
日野地区	12	11	91.7
重春地区	7	6	85.7
野村地区	8	8	100.0
比延地区	8	8	100.0
芳田地区	9	8	88.9
黒田庄地区	14	14	100.0
計	81	78	96.3

頁	改正後	頁	現 行																				
	西脇市水防計画		西脇市水防計画																				
水防 1章 4節 2 8項	第1章 総則 第4節 河川・ため池の状況等 2 ため池 ※ ため池 143箇所（特定ため池、ため池一覧は、西脇市地域防 災計画資料編に掲載）	水防 1章 4節 2 8項	第1章 総則 第4節 河川・ため池の状況等 2 ため池 ※ ため池 142箇所（警戒ため池 _____ 一覧は、西脇市地域防 災計画資料編に掲載）																				
水防 2章 1節 2 9項	第2章 水防組織 第1節 水防本部 2 構成 本部は、市長を本部長として、以下の構成及び構成員により 組織する。 ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育長、技監、く らし安心部長の順に本部長を代理する。	水防 2章 1節 2 9項	第2章 水防組織 第1節 水防本部 2 構成 本部は、市長を本部長として、以下の構成及び構成員により 組織する。 ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育長、技監、く らし安心部長の順に本部長を代理する。																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">本部長</th> <th style="width: 15%;">副本部長</th> <th style="width: 30%;">本 部 員</th> <th style="width: 35%;">事 務 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">本 部</td> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;">副市長 教育長</td> <td> 技監 都市経営部長 <u>新庁舎建設担当理事</u> 総務部長 福祉部長 暮らし安心部長 産業活力再生部長 建設水道部長 教育部長 議会事務局長 西脇市消防団長 (病院事務局長) </td> <td style="text-align: center;">暮らし安心部</td> </tr> </tbody> </table>		本部長	副本部長	本 部 員	事 務 局	本 部	市長	副市長 教育長	技監 都市経営部長 <u>新庁舎建設担当理事</u> 総務部長 福祉部長 暮らし安心部長 産業活力再生部長 建設水道部長 教育部長 議会事務局長 西脇市消防団長 (病院事務局長)	暮らし安心部		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">本部長</th> <th style="width: 15%;">副本部長</th> <th style="width: 30%;">本 部 員</th> <th style="width: 35%;">事 務 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">本 部</td> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;">副市長 教育長</td> <td> 技監 都市経営部長 総務部長 福祉部長 暮らし安心部長 <u>都市整備部長</u> 産業活力再生部長 上下水道部長 教育部長 議会事務局長 西脇市消防団長 (病院事務局長) </td> <td style="text-align: center;">暮らし安心部</td> </tr> </tbody> </table>		本部長	副本部長	本 部 員	事 務 局	本 部	市長	副市長 教育長	技監 都市経営部長 総務部長 福祉部長 暮らし安心部長 <u>都市整備部長</u> 産業活力再生部長 上下水道部長 教育部長 議会事務局長 西脇市消防団長 (病院事務局長)	暮らし安心部
	本部長	副本部長	本 部 員	事 務 局																			
本 部	市長	副市長 教育長	技監 都市経営部長 <u>新庁舎建設担当理事</u> 総務部長 福祉部長 暮らし安心部長 産業活力再生部長 建設水道部長 教育部長 議会事務局長 西脇市消防団長 (病院事務局長)	暮らし安心部																			
	本部長	副本部長	本 部 員	事 務 局																			
本 部	市長	副市長 教育長	技監 都市経営部長 総務部長 福祉部長 暮らし安心部長 <u>都市整備部長</u> 産業活力再生部長 上下水道部長 教育部長 議会事務局長 西脇市消防団長 (病院事務局長)	暮らし安心部																			

図 水防組織図

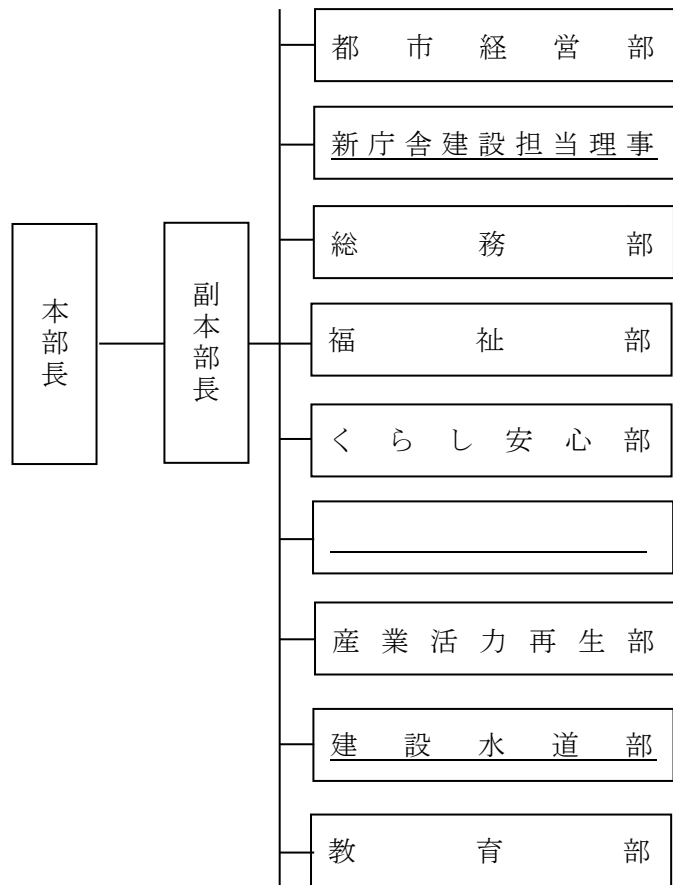
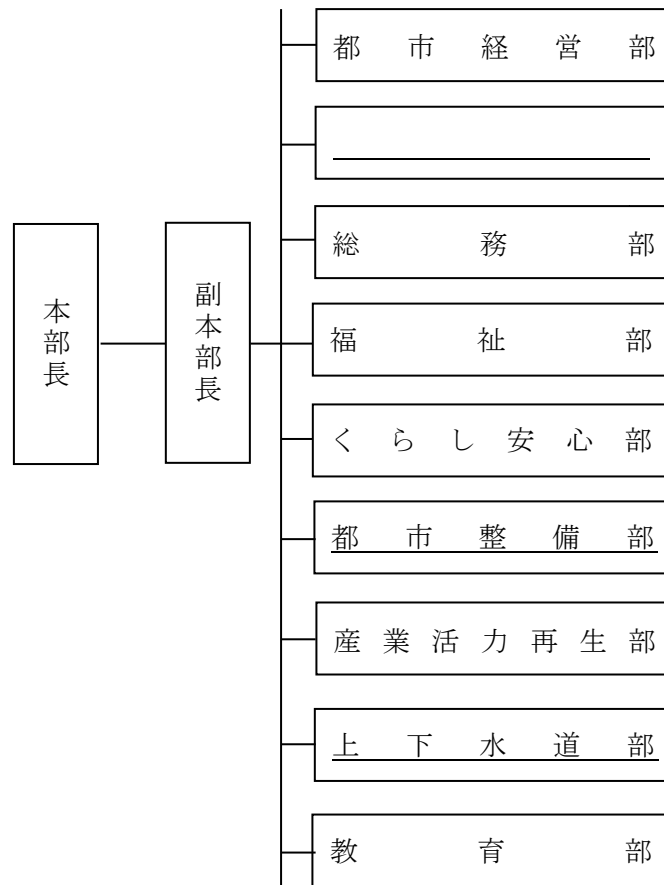


図 水防組織図



頁	改 正 後	頁	現 行																																								
水防 4章 2節 1 21項	<p>4章 重要水防箇所と危険が予想される箇所等</p> <p>2節 危険が予想される箇所</p> <p>1 特定ため池 (特定ため池一覧は、西脇市地域防災計画資料編に掲載)</p> <p>2～4 略</p> <p>5 土石流危険溪流 ※ 区域名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険溪流Ⅰ</td> <td style="text-align: center;"><u>83</u></td> </tr> <tr> <td>危険溪流Ⅱ</td> <td style="text-align: center;"><u>29</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) Ⅰ：人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設がある箇所 Ⅱ：人家1～4戸の箇所</p> <p>6 急傾斜地崩壊危険箇所 ※ 区域名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">箇所数</th> </tr> <tr> <th>自然斜面</th> <th>人工斜面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>崩壊危険箇所Ⅰ</td> <td style="text-align: center;"><u>59</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9</u></td> </tr> <tr> <td>崩壊危険箇所Ⅱ</td> <td style="text-align: center;"><u>52</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>崩壊危険箇所Ⅲ</td> <td style="text-align: center;"><u>45</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) Ⅰ：人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設がある箇所 Ⅱ：人家1～4戸の箇所</p>	区分	箇所数	危険溪流Ⅰ	<u>83</u>	危険溪流Ⅱ	<u>29</u>	区分	箇所数		自然斜面	人工斜面	崩壊危険箇所Ⅰ	<u>59</u>	<u>9</u>	崩壊危険箇所Ⅱ	<u>52</u>	—	崩壊危険箇所Ⅲ	<u>45</u>	—	水防 4章 2節 1 21項	<p>4章 重要水防箇所と危険が予想される箇所等</p> <p>2節 危険が予想される箇所</p> <p>1 警戒ため池(特に警戒を要するため池) 表 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 土石流危険溪流 ※ 区域名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険溪流Ⅰ</td> <td style="text-align: center;"><u>79</u></td> </tr> <tr> <td>危険溪流Ⅱ</td> <td style="text-align: center;"><u>27</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) Ⅰ：人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設がある箇所 Ⅱ：人家1～4戸の箇所</p> <p>6 急傾斜地崩壊危険箇所 ※ 区域名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">箇所数</th> </tr> <tr> <th>自然斜面</th> <th>人工斜面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>崩壊危険箇所Ⅰ</td> <td style="text-align: center;"><u>53</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>崩壊危険箇所Ⅱ</td> <td style="text-align: center;"><u>46</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>崩壊危険箇所Ⅲ</td> <td style="text-align: center;"><u>36</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) Ⅰ：人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設がある箇所 Ⅱ：人家1～4戸の箇所</p>	区分	箇所数	危険溪流Ⅰ	<u>79</u>	危険溪流Ⅱ	<u>27</u>	区分	箇所数		自然斜面	人工斜面	崩壊危険箇所Ⅰ	<u>53</u>	<u>5</u>	崩壊危険箇所Ⅱ	<u>46</u>	—	崩壊危険箇所Ⅲ	<u>36</u>	—
区分	箇所数																																										
危険溪流Ⅰ	<u>83</u>																																										
危険溪流Ⅱ	<u>29</u>																																										
区分	箇所数																																										
	自然斜面	人工斜面																																									
崩壊危険箇所Ⅰ	<u>59</u>	<u>9</u>																																									
崩壊危険箇所Ⅱ	<u>52</u>	—																																									
崩壊危険箇所Ⅲ	<u>45</u>	—																																									
区分	箇所数																																										
危険溪流Ⅰ	<u>79</u>																																										
危険溪流Ⅱ	<u>27</u>																																										
区分	箇所数																																										
	自然斜面	人工斜面																																									
崩壊危険箇所Ⅰ	<u>53</u>	<u>5</u>																																									
崩壊危険箇所Ⅱ	<u>46</u>	—																																									
崩壊危険箇所Ⅲ	<u>36</u>	—																																									

頁	改正後	頁	現 行								
	<p>Ⅲ：人家はないが、将来立地する可能性のある箇所</p> <p>7 山腹崩壊危険地区（県農林水産部農林水産局治山課） ※ 箇所名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載</p> <table border="1" data-bbox="197 384 772 480"> <tr> <td>箇所数</td> </tr> <tr> <td><u>72</u></td> </tr> </table> <p>8 崩壊土砂流出危険地区（県農林水産部農林水産局治山課） ※ 箇所名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載</p> <table border="1" data-bbox="197 647 772 743"> <tr> <td>箇所数</td> </tr> <tr> <td><u>138</u></td> </tr> </table>	箇所数	<u>72</u>	箇所数	<u>138</u>		<p>Ⅲ：人家はないが、将来立地する可能性のある箇所</p> <p>7 山腹崩壊危険地区（県農林水産部農林水産局治山課） ※ 箇所名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載</p> <table border="1" data-bbox="1220 384 1796 480"> <tr> <td>箇所数</td> </tr> <tr> <td><u>50</u></td> </tr> </table> <p>8 崩壊土砂流出危険地区（県農林水産部農林水産局治山課） ※ 箇所名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載</p> <table border="1" data-bbox="1220 647 1796 743"> <tr> <td>箇所数</td> </tr> <tr> <td><u>118</u></td> </tr> </table>	箇所数	<u>50</u>	箇所数	<u>118</u>
箇所数											
<u>72</u>											
箇所数											
<u>138</u>											
箇所数											
<u>50</u>											
箇所数											
<u>118</u>											

頁	改正後	頁	現行																															
水防 5章 1節 1 24項	第5章 気象情報等の収集伝達 第1節 気象予報、警報 1 神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する予報及び警報の種類及び発表基準	水防 5章 1節 1 24項	第5章 気象情報等の収集伝達 第1節 気象予報、警報 1 神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する予報及び警報の種類及び発表基準																															
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">解説</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> <tr> <th colspan="2">北播丹波（神戸地方気象台）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨 注意報</td> <td rowspan="2">大雨によって災害の起こるおそれがあると予想される場合</td> <td>表面雨量指数 7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数 116</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雨 警報</td> <td rowspan="2">大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</td> <td>表面雨量指数 <u>13</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数 155</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水 注意報</td> <td>洪水によって災害の起こるおそれがあると予想される場合</td> <td>流域雨量指数 加古川 37.6 杉原川 15.7 野間川 15.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水 警報</td> <td>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</td> <td>流域雨量指数 加古川 53.7 杉原川 19.7 野間川 19.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別 警報</td> <td>数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	解説	発表基準		北播丹波（神戸地方気象台）		大雨 注意報	大雨によって災害の起こるおそれがあると予想される場合	表面雨量指数 7		土壌雨量指数 116		大雨 警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	表面雨量指数 <u>13</u>		土壌雨量指数 155		洪水 注意報	洪水によって災害の起こるおそれがあると予想される場合	流域雨量指数 加古川 37.6 杉原川 15.7 野間川 15.7		洪水 警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	流域雨量指数 加古川 53.7 杉原川 19.7 野間川 19.6		特別 警報	数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
				種類			解説	発表基準																										
					北播丹波（神戸地方気象台）																													
				大雨 注意報	大雨によって災害の起こるおそれがあると予想される場合	表面雨量指数 7																												
						土壌雨量指数 116																												
				大雨 警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	表面雨量指数 <u>13</u>																												
土壌雨量指数 155																																		
洪水 注意報	洪水によって災害の起こるおそれがあると予想される場合	流域雨量指数 加古川 37.6 杉原川 15.7 野間川 15.7																																
洪水 警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	流域雨量指数 加古川 53.7 杉原川 19.7 野間川 19.6																																
特別 警報	数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																	